

平成 25 年度先導的_レ大学改革推進委託事業

高等教育機関への進学時の家計負担に関する調査研究

報告書

平成 26 年 3 月 31 日

東京大学

はじめに

本委託事業の目的は、各国との国際比較と調査統計分析により、日本の高等教育の家計の費用負担の現状と問題点を明らかにし、学生支援制度の今後のあり方を検討することにある。このためには、何よりも、まず、各国と比較して日本の奨学制度の特質を明らかにする必要があると考えた。また、具体的に日本の学生生活と奨学金に関するデータを用いて分析を試みた。こうした作業を積み重ねる中ではじめて、日本の奨学制度について有益な示唆が得られるであろうというのが私たちの基本的な考え方である。

本委託事業は、わが国における教育費あるいは授業料・奨学金問題の研究者による共同研究である。この問題に関する多くの専門家に参加していただき、内容を充実したものにすることができた。本事業は、わが国では初めての本格的な奨学制度に関する国際調査研究として2006-7年度に第1回、2009年度に第2回が行われた。今回は、これに引き続き、第3回目となった。これらの委託事業やその他の海外調査で計7カ国について学生支援のあり方について、わが国との比較を行った。今回は、これらとの重複を避け、かつ最新の改革動向を調査するため、イギリスと中国を調査対象とした。できる限り最新の動向を把握することに努めたが、思わぬミスや誤解があるかもしれない。忌憚のない批判をいただければ幸いである。

調査統計分析については、保護者を対象とした調査を実施した。また、既存調査についても教育費負担と学生支援の観点から分析を試みた。本事業にあたっては、文部科学省や調査検討委員会に参加していただいた委員などの関係者だけでなく、とりわけ海外調査では、各国の関係者の方に多くのサポートをしていただいた。とくにイギリス調査については、日本学生支援機構の調査と合同で実施し、その成果を活用させていただくなど、多大の協力をいただいた。また、既存調査の分析についても文部科学省や日本学生支援機構の関係者の方々のご協力をいただいた。改めて感謝を申し上げる。

本事業の成果が、わが国の奨学制度を考える方々に何らかのお役に立つことができれば、私たちにとって望外の喜びである。

2014年3月

小林雅之

平成25年度文部科学省委託事業
「高等教育機関への進学時の家計負担に関する調査研究」調査研究報告書
目次

第1章	調査研究の概要	1
第2章	教育費負担とアルバイト	7
第3章	学生への経済的支援の実態—多様化する制度に着目して—	21
第4章	学生・生徒の授業料負担および奨学金受給状況等の学校種間比較	35
第5章	延滞の発生と継続の状況	47
第6章	教育機会・教育費負担と所得階層の関連	55
第7章	所得階層別学習費の分析	69
第8章	奨学金は「だれ」が返済するか	79
第9章	イギリスにおける学生支援の動向	93
第10章	中国における学生支援の動向	135
第11章	学生支援の新しい制度設計に向けて	199
	調査研究委員会委員名簿	205
	執筆者一覧	207

第1章 本事業の目的と概要

1. 本事業の目的

本報告書は、平成25年度文部科学省先導的・大学改革推進委託事業「高等教育機関への進学時の家計負担に関する調査研究」の成果報告書である。本報告書は、日本の学生への経済的支援の現状をよりよく理解するために、学生への経済的支援がどのように実施されているか、国際比較と計量分析によって、日本の現状を明らかにするとともに、今後の奨学制度・政策のあり方について、基礎的な知見を得ることを目的としている。

2. 本事業の概要

2-1 事業期間

平成25年9月30日～平成26年3月31日

2-2 実施方法（アプローチ方法）及び分析手法

本事業では、次の2つのアプローチを中心に調査研究を実施する。

- 1) 学生支援とりわけ学生への経済的支援の実態および家計の教育費負担ならびに社会的経済的効果に関する国内調査および統計的データ分析
- 2) 学生支援とりわけ学生への経済的支援に関する文献調査ならびに海外調査

以下、それぞれアプローチについて述べる。

- 1) 学生支援とりわけ学生への経済的支援の実態および社会的経済的効果に関する国内調査および統計的データ分析

以下の項目について、複数の既存調査の概要をまとめ、さらにデータの分析を行うためのデータベースを構築し、統計的分析を実施した。

- ・ 学生生活に関する分析。とくにアルバイトと学生支援との関連の分析
- ・ 奨学金・授業料減免など、様々な学生支援を受けている者の属性別分析、学生支援の受給要因分析

現在の大学生について、奨学金・授業料減免など、様々な学生への経済的支援を受けている者について、性別、家計、家族構成（兄弟の就学状況）、その他家族事情など属性別の分析を行い、学生への経済的支援の受給要因を明らかにした。

- ・ 奨学金の返還の延滞の要因分析
- ・ 奨学金の進路選択への影響と高等教育機会への効果

学力・所得・リスクという家族が抱える三つの制約条件を通して、ユニバーサル段階における日本の大学進学者の構造を捉え、高等教育機会への奨学金の効果を明らかにした。

- ・ 経済的理由で進学を断念した者の数の推計

以下の項目について、複数の既存調査の概要をまとめ、さらに原データの再分析を行うとともに、既存調査データの再分析を行った。さらに、中学生・高校生・高校卒業生の保護者を対象にした教育費負担の意識調査・実態調査を実施し、以下の点を明らかにすることによって、国の学生支援制度等の教育政策の社会的効果を明らかにした。

2) 学生支援とりわけ学生への経済的支援に関する文献調査ならびに海外調査

これまで過去2回文部科学省先導的の大学改革推進委託事業で、学生への経済的支援について、調査研究を実施してきた。平成 18-19 年度の事業では、アメリカ、イギリス、スウェーデン、オーストラリア、ドイツ、中国について現地調査を実施した。平成 20-21 年度の本事業では、アメリカ・イギリス・中国における学生支援とりわけ学生への経済的支援制度の理念・目的・概要について、既存の文献・調査や各国の関係機関のホームページ等から情報を収集し、さらに、これらの国に関する海外調査を実施し、わが国と対比してまとめた。

本事業では、これらの成果に基づき、まず、学生支援制度と政策について、基本的な概念を整理する。ついで、イギリス・中国における学生支援制度の理念・目的・概要と学生の進学動向について、既存の文献・調査や各国の関係機関のホームページ等から情報を収集し、わが国と対比してまとめた。諸外国における学生支援の現状に関する既存資料による分析を含めた調査研究を先行実施する。こうした分析をふまえて、イギリス及び中国について、関係機関・研究者にインタビューに学生支援の現状と進学動向に関する実地調査を行った。それはこの 2 カ国の学生への経済的支援のあり方がわが国のあり方に大いに参考になると考えられるためである。また、本事業の一部の委員は、既に平成 25 年 2 月にアメリカでの現地調査を実施しているため、アメリカについては、本事業では現地調査を実施しなかった。

2-3 政策提言

以上の 1) と 2) の分析にもとづき、今後のわが国の学生への経済的支援のあり方について、政策的インプリケーションを提示した。

なお、文部科学省の学生支援に関する検討会議等における議論に資するため、随時、データ分析状況等について報告した。

3. 基本的な概念

本報告書で用いる基本的な概念について、以下簡単に検討する。学生に対する経済的支援制度

とりわけ奨学制度は、高等教育機会の均等と学生生活の充実に資するものであるが、これを十分に理解するためには授業料との関連やさらに、より広く教育費の負担との関連でみていく必要がある。このため、以下では、まず基本的な概念とそれらの相互関連を整理した。

まず本報告書で用いる基本的な概念を明らかにしておく。以下で定義する概念は、しばしば混同されるため、明確にしておく必要がある。まず、学費は、学生や家計が支払う教育に対する対価を指す。最も狭義には、学納金を指す¹。広義には、学費には、学納金に加えて、さらに書籍代など学習に要する費用を含める。さらに広義には、学費は学生生活を送るための生活費も含んでいる。たとえば、家計の学費負担と言った場合、狭義の学費ではなく、広義の学費を指すことが多い。このため、本報告書では、狭義か広義か文脈でわかる場合には学費も用いる。しかし、区別できない場合には、生活費を含めた広義の学費を学生生活費と明示し、学費は狭義の学費を指すことにする²。

学費に対して、教育費は学生や家計が支払う費用と言う意味で学費と同じ意味の場合もある。しかし、教育費には、もう一つの定義として教育に要するすべての費用という定義があり、一般に学費は教育に要する費用の一部に過ぎないため、両者を混同することは避けなければならない。特に、政府や教育機関が負担する費用を含むのか、学生や親が負担する費用のみを指すのかは明確にする必要がある。一般的には、学費という場合には、大学教育に要する費用のうち、私的な負担分を指す場合が多いので、本報告書でもこの意味で用い、教育に要する費用全体に関しては教育費を用いることにする。このように、ひとくちに学費と言ってもその用法や概念の意味するところに注意する必要がある³。

奨学制度 (student aid programs) は、わが国では、一般に育英奨学制度や学生支援制度と呼ばれているものに相当すると考えられるものの、学生に対するすべての支援制度を含む、より広義の概念である。その内容は、奨学金や授業料減免など経済的支援が主である。しかし、寮・食堂などの福利厚生施設、カウンセリング・学生相談・チューターなども含まれる。しかし、日本では、育英奨学や学生支援が用いられているため、本報告書では、「育英奨学」を「学生支援」と区別しないで、主として、学生支援を学生に対する経済的な支援 (student financial aid) を指す狭義の概念として用いる。しかし、学生支援は、経済的支援だけでなく、より広義の概念も重要であることには留意する。また、授業料減免は奨学金と同等の効果を持つと考えられるので、

¹ 学納金は、さらに授業料とその他の学納金に分かれる。その他の学納金には、入学金や私立大学などの施設整備費・実験実習費などが含まれる。このため、本報告書では、狭義の学費を指す場合には、学納金を用いる。しかし、「授業料」には、こうしたその他の学納金を含んで用いる場合があるため、本報告書でも「授業料」と「学納金」を区別しないで用いる場合がある。

² この学費と学生生活費の定義は、本報告書で主として用いる文部科学省 (2004 年度より日本学生支援機構)「学生生活調査」でとられているものである。

³ Johnstone 1994 が包括的な学費の定義をしている。また、Johnstone 2001 では、これに加え、生活費を含めた広義の学費から給付奨学金を引いたものも加えている。

本報告書では、学生支援に授業料減免も含めることにする。ここでは、授業料減免として、入学金減免と授業料減免の両者を含んだ概念として用いることにする⁴。

奨学金に関しては、次のような多くの対立する論点があり、この点にも留意しながら分析を進める。

- (1) 奨学金の受給基準 ニードベース（奨学）とメリットベース（育英）
- (2) 奨学金の種類 給付（グラント）⁵と貸与（ローン）
- (3) 奨学金受給決定時期 大学入学前（予約）と大学入学後（在学時）
- (4) 奨学金の受給対象と奨学生1人当たり金額 広く薄くか、狭く厚くか

学生支援の目的は進学だけでなく、教育機会の均等を実現するために、在学中から卒業まで支え、修学を支援することである。ただ、先にもふれたように、授業料無償や低授業料政策と異なり、学費援助はすべての学生を対象とするのではない。もし、すべての学生に一律に同額の給付奨学金を支給するとしたら、授業料を低く設定するのと同じことになる⁶。このため、どの学生にどの程度の援助を行うか、受給基準が重要となる。

受給基準は大きく分ければ、経済的必要性に応じるニードベースと学生のなんらかの特性によるメリットベースがある。ニードベースは、教育を受けようとする個人の必要性に応じて奨学金の受給や受給額を決定する基準であり、「奨学」に相当すると言えよう。ニードベースは、教育の機会均等を実現するために伝統的に用いられてきた基準であり、家計所得が一般的である。しかし、それ以外に資産や負債なども含まれることがある。これに対して、メリットベースは、教育を受けようとする個人の何らかの能力や特性に応じて、奨学金の受給や受給額を決定する基準であり、「育英」に相当すると言えよう。メリットベースでは、学業成績が最も一般的に用いられる基準である。しかし、それ以外にも、スポーツや芸術などがあげられる。

奨学金の受給基準がニードベースの場合には、実際の受給基準は、ニードをどう補足するか、など実際的な問題が多く残されている。

また、ニードベースやメリットベース以外に、退役軍人、障害者、マイノリティ、留学生など特定の学生を対象とした学生支援がある。また、卒業生の推薦や教職員の子弟、企業従業員の家

⁴ これ以外に、学費ではなく生活費の免除、たとえば寮費の免除などもある。

⁵ 給付奨学金には、グラント以外に、スカラーシップ（scholarship）という言い方もあり、スカラーシップという場合には、メリットベース給付奨学金を指すことが多い。しかし厳密には区別されていない。そのため、ここでは両者を区別せず給付奨学金と呼ぶことにする。

⁶ ただし、これは狭義の学費との関連で言えることである。生活費を含む広義の学費や放棄所得までカバーするために、学生支援をすべての学生に対して行うことはありうる。しかし、現実には、そのような手厚い学生支援を行うことは、かつては一部の国でみられたものの、現在では多くの国では困難になっている。

族など、特定の学生に援助を行う場合もある。さらに、卒業後、就職などに何らかの条件をつける場合、例えば、教員になることを条件とするなども、その他の奨学金の受給基準とみることができよう。

第二の奨学金の種類に関しては、大きく分けると給付奨学金と貸与奨学金（ローン）の2種類がある。貸与奨学金は、さらに、無利子（実施主体が利子補給）と有利子に分かれる。貸与奨学金（ローン）については、貸与の主体（政府・公的機関、民間金融機関など）、返済時期・返済期間、利子補給、回収方法、猶予や免除制度、ペナルティ制度、リスク（未返済）管理などによって、様々な組み合わせがありうる。とくにローンの場合には、ローンの過重負担や未返済による債務不履行（default）が大きな問題になる。この場合には、どのような返還方式が望ましいかという問題がある。現在最も注目されているのは、卒業後の所得に応じて返済する所得連動型ローン（Income Contingent Loan）である。これについては、本報告書でもイギリスなどを事例に詳細に検討を行っている。

返還義務のない給付奨学金の場合には、ローン負担や未返済の問題は起きない。しかし、財政上の負担が大きいことと受給基準の設定や、受給資格の認定など支給までの手続きが煩雑なことが難点である。なお、これらに加えて、授業料減免は使途が限定された給付奨学金と同じように考えることができるし、教育減税などの税制上の優遇措置も奨学金の一形態とみることができる。

教育機会の均等の観点からは、給付奨学金の方が貸与奨学金より効果は大きい。しかし、公的負担の軽減という観点からは、明らかに給付より貸与の方が望ましい。この両者は相対立するため、実際、アメリカやイギリスや中国では、ローンの負担問題は大きな論争点になっている。

これに対して、奨学金を貸与にするのは、学費は私的負担であるべきという主張が背景にある。しかし、学業成績の不振な者の中には、家計の急変などのため、アルバイトなどに時間をとられ学習時間が少ない者も少なくない。こうした学生は、学業成績の基準によって奨学金が打ち切られれば、中退する可能性が高い。教育機会の均等のための学生支援のもともとの目的は、卒業までの学業継続のための学生への援助であり、学業不振者こそ援助の対象であるという考え方もある。このように、奨学金の種類と受給基準に関しては、効率と公正のトレードオフの状況にあり、目的と現実の効果によって政策的に決定される。

第三の奨学金の受給決定時期に関しては、大学進学以前であれば、進学選択の決定や進学する高等教育機会の決定に、奨学金は効果を持つと考えられる。しかし、入学後では、こうした効果はほとんどないと考えられる。

第四の奨学金の受給対象者数と奨学生1人当たり平均金額に関しては、両者の積が奨学金の総額になるので、少数に多額か、多数に少額かは、政策的な選択となる。学費援助の状況をあらわすには、学生1人当たり援助額をあげることが多い。これは、総学費援助額を総学生数で割った金額である。さらに、この1人当たり学費援助額は、二つに分解することができる。つまり、平

均学費援助受給率と学費援助を受けている学生1人当たりの平均援助額の二つである。前者は学生全体の中でどの程度の学生が学費援助を受けているかをあらわし、後者は受給学生1人当たりどの程度の援助額を受けているかをあらわす。この二つをどのように組み合わせるかは学費援助によって様々であり、まさしく政策的判断になる。つまり多額の奨学金を少ない学生に与えるか、少額の奨学金を多くの学生に与えるかなどが選択肢となる。

奨学金は主として公的機関によって学生に与えられるため、奨学金の受給がいかなる基準で行われているか、その結果誰が奨学金を受けているか、また奨学金が進学的意思決定にどの程度の効果があるか、といった一連の問題は、きわめて政策的な課題となる。これに関連して、授業料と学費援助と密接に関連するのは、教育費の公的負担の方法、とくに機関補助と個人補助の問題である。機関補助は一律の授業料減免、奨学金は特定個人の授業料減免と考えることができる。

4. 本報告書の構成

本報告書の構成は、統計分析と国際比較の2部からなっている。第2章から第7章は統計分析である。まず、第2章では教育費負担とアルバイト、第3章では奨学金の受給状況、第4章では延滞者、第5章では進路と学生支援及び教育費の関連、第6章では保護者の教育費、第7章では奨学金の返済についてそれぞれ分析がなされる。次いで、第8章ではイギリス、第9章では中国について、それぞれ学生への経済的支援の現状を日本と対比して検討する。最後に第10章では以上の分析をふまえて、今後の学生への経済的支援のあり方について検討する。

参考文献

- Johnstone, B. D. (1994). Tuition Fees. *International Encyclopedia of Education*. T. Husen and T. N. Postlethwaite, Pergamon: 1501-1509.
- Johnstone, B. D. (2001). Financing Higher Education: Who Should Pay? *American Higher Education in the Twenty-first Century*. P. G. Altbach, R. O. Berdahl and P. J. Gumport. Baltimore, Johns Hopkins U. P.: 144-178.

第2章. 教育費負担とアルバイト——「平成24年度 学生生活調査」 をもとに

岩田 弘三

1. はじめに

学生生活を送るための収入源として、主要なものとしては、以下の3つがあげられる。家庭からの給付（仕送りなど）、奨学金、アルバイト、である⁷。奨学金には上限があり、家計の事情によって、家庭からの給付に制約がある場合は、必要となる学生生活費（学費を含む、大学生活を送る上で必要な経費）の不足分を、学生はアルバイトという自助努力によって補わなければならない。学生のなかには、家庭からの給付をまったく期待できない人たちも存在する。このような学生に代表される、経済的に恵まれない家計出身者の場合は、必要な学生生活費を確保するために、アルバイトに頼って充足しなければならない金額も大きくなる。そのため、アルバイトを行う時間が長くなり、その分、勉学を含めて、多くの学生生活活動を犠牲にせざるをえないことにもなりかねない⁸。このように、学生への経済的支援を考える上で、アルバイトの状況を明らかにすることは重要な意味をもつ。

学生アルバイトの状況については、文部省（文部科学省）から日本学生支援機構に引き継がれた『学生生活調査』で、古くは1947年にまでさかのぼった統計がえられる。それを利用して、2006（平成18）年度までの状況については、これまでいくつかの機会を利用して報告してきた⁹。2014年2月には、その最新版となる『平成24年度 学生生活調査結果』が公表された。そこで、06～14年度の公表データ、およびそれらの個票データの分析結果も一部利用して、06年度以降、とくに最新（2012年度）の学生アルバイト状況を明らかにすることが、本章の目的で

⁷ 直接的な収入にはならないものの、これらに授業料免除を加えることもできる。

⁸ 岩田弘三「生活時間を付加したデータからみた学生アルバイトの居住形態別状況と奨学金の効果」、『武蔵野大学教養教育リサーチセンター紀要 The Basis』第1号、2011年。

⁹ 以下の①～④の文献参照。さらに、全国大学生生活協同組合連合会『学生の消費生活に関する実態調査』を用い、2009年までの学生アルバイトの状況を分析したものとして、⑤の文献もある。

①岩田弘三「戦前期から戦後混乱期にかけての日本における学生アルバイトの社会小史」、『武蔵野女子大学現代社会学部紀要』第4号、2003年。

②岩田弘三「アルバイトの戦後史」、武内清（編）『キャンパスライフの今』玉川大学出版部、2003年。

③岩田弘三「キャンパスライフの社会史」、武内清（編）『大学と学生の社会学—大学改革を考える』上智大学出版部、2005年。

④岩田弘三「2002年以降における学生文化の動向」、『武蔵野大学人間関係学部紀要』第7号、2010年。

⑤岩田弘三・黒河内利臣「設置者別にみた学生生活費と学生文化の推移—全国大学生生活協同組合連合会『学生の消費生活に関する実態調査』データをもとに—」、『私学高等教育データブック2010』（私学高等教育研究叢書第3号）、日本私立大学協会附置・私学高等教育研究所、2010年。

ある。

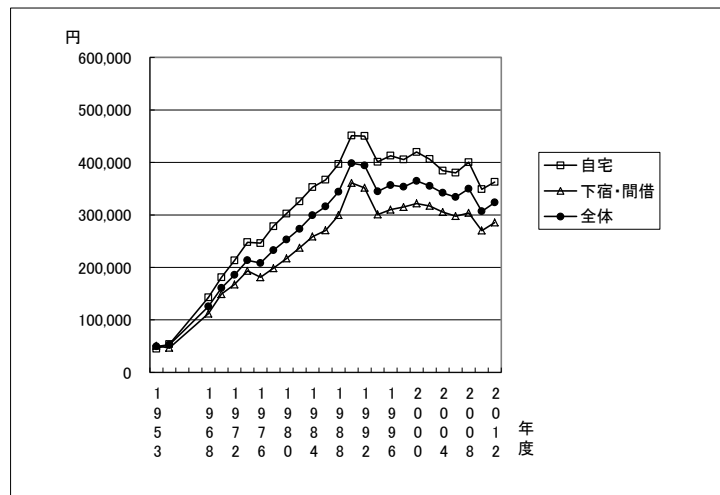
2. アルバイト収入額

まず、最初にアルバイト収入額からみていこう。これについては、以下、物価指数を考慮した実質価格をもとに検討していくことにする。なお、それを考慮しない名目価格でも、実質価格の場合と、経年的傾向に大きな差はみられない。

図 2-1 に示したように、アルバイト収入額（実額平均）は、92 年のバブル経済崩壊後、10 年度までは基本的に減少傾向にある。しかし、図 2-2 から分かるように、アルバイト従事者に限って、そのアルバイト収入額をみると、つまり有額平均でみると、92 年度から 02 年度まで、ほぼ横ばいで推移していたものが、08 年度における突発的上昇を例外とみなせば、04 年度から 10 年度にかけて減少に転じている。この 04～10 年度にかけての有額平均でみた場合のアルバイト収入の減少は、後述するように、時給の低下が大きな要因になっていると推測される。

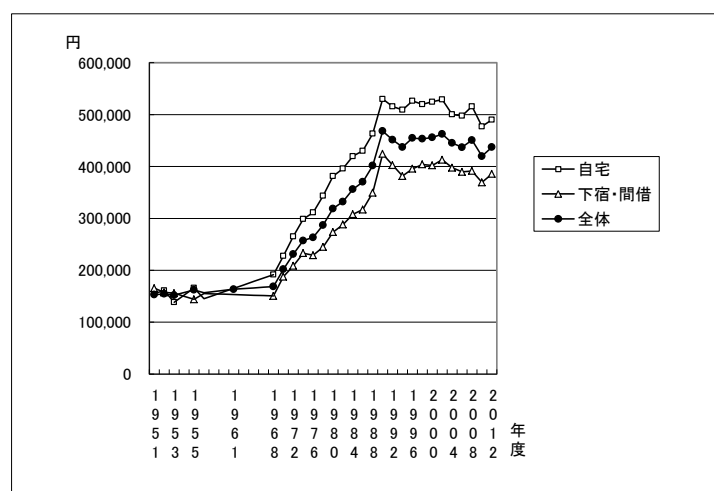
なお、92～10 年度の実額平均と有額平均における傾向の相違は、後に詳述するようにアルバイト従事率の減少が主たる原因になっていると考えられる。アルバイト年収額が 0 円となる、アルバイト非従事者が減少すれば、学生全体の平均値、つまり実額平均は当然、押し下げられることになるからである。

図 2-1. アルバイト収入額



図注) 1) 各年度の数値は、2010 年度の消費者物価指数をもとに、現在の円価格に換算してある。
2) 1955 年度以前については、月額×12 で算出。

図 2-2. アルバイト従事者のアルバイト収入額（有額平均）



図注) 1) 全学生の平均アルバイト収入を、アルバイト従事率で除して算出。
 2) 各年度の数値は、2010年度の消費者物価指数をもとに、現在の円価格に換算してある。
 3) 1955年度以前については、月額×12で算出。

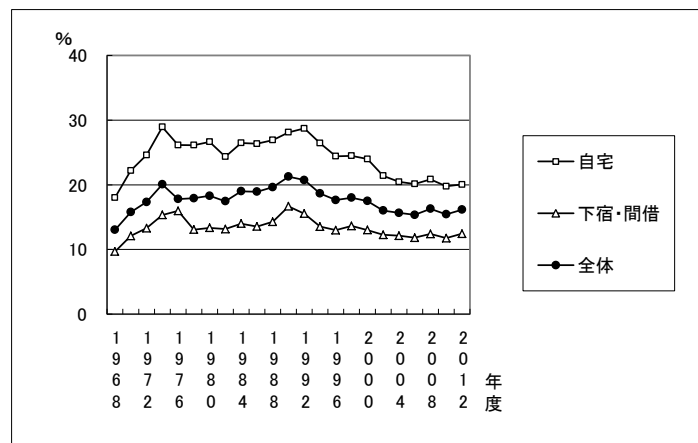
ただし、アルバイト非従事者を含めた平均、すなわち実額平均でも、10年度に比べて12年度には、多少の増加が観察される。厚生労働省『賃金構造基本統計調査』をもとにすれば、民間企業勤務者の平均給与は、リーマン・ショックによる世界同時不況の影響で、08～09年と低下していたものが、10年から増加に転じている¹⁰。このような賃金環境の改善にともない、アルバイト時給が増加したことが、12年度におけるアルバイト収入増をもたらす大きな要因になったものと推測される。この間におけるアルバイト時給の増加については、後に詳述する。

3. 学生生活費収入源としてのアルバイト収入のウェイト

このようなアルバイト収入の減少を受け、その収入が学生生活費収入全体に占める比率は、図2-3に示したように、92年度をピークとして、06年度まで減少傾向にあったものが、この年度に下げ止まり、その後はほぼ横ばいに落ち着いている。ただし、アルバイト従事者に限ったアルバイト収入、つまり有額平均で見れば、図2-4から分かるように、92年度から06年度までは減少傾向にあったものが、その後は微増をつづけている。

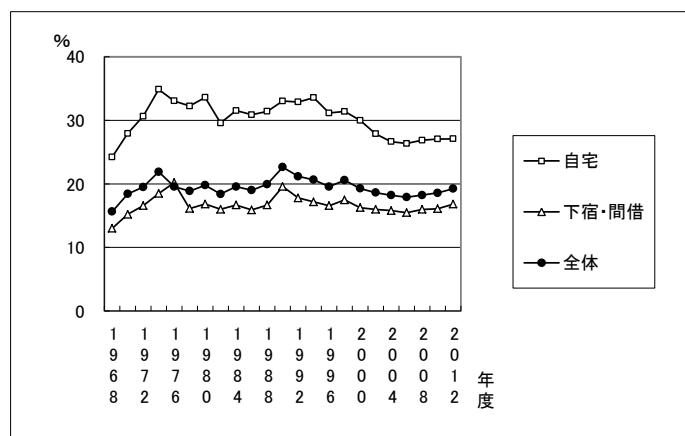
¹⁰ 2011年までの統計になるものの、国税庁『民間給与実態統計調査結果』で、給与所得者の平均給与をみても、同様の傾向が確認できる。

図 2-3. アルバイト収入が学生生活費収入全体に占める比率



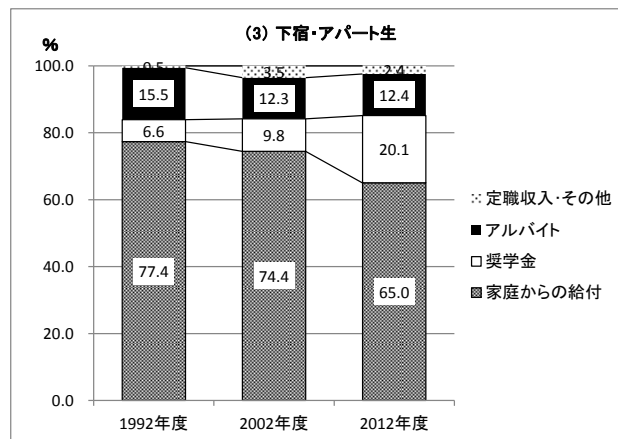
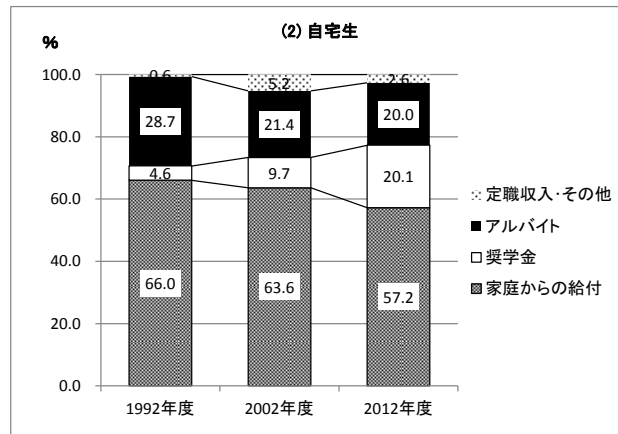
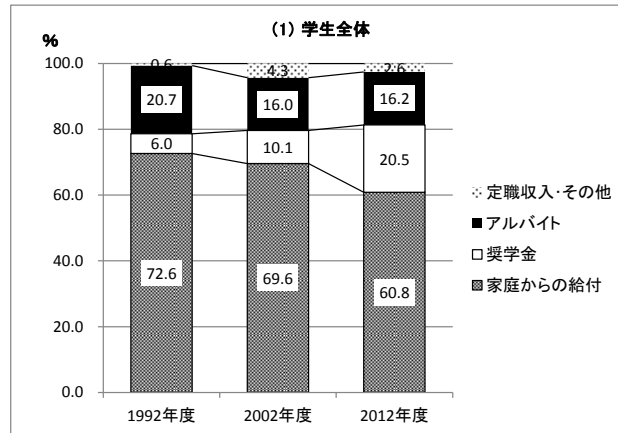
また、図 2-5 に示したように、学生生活費総収入に占める家庭からの給付の比率も、92 年度以降、12 年度まで一貫して減少している。これに対し、この間、顕著に増加しつづけてきたのが、奨学金収入の比率である。不況などの影響でアルバイト収入や家庭からの給付が減少するなかで、必要な学生生活費を確保すべく、それら減少分の穴を埋めるために、奨学金が利用されてきたことは明らかである。あるいは、奨学金が拡充することによって、アルバイトや家庭からの給付の負担が軽減した可能性もある。

図 2-4. アルバイト従事者のアルバイト収入が学生生活費収入全体に占める比率



図注) アルバイト従事者のアルバイト収入については、全学生の平均アルバイト収入を、アルバイト従事率で除して算出。

図 2-5. 学生生活費収入のうちわけ

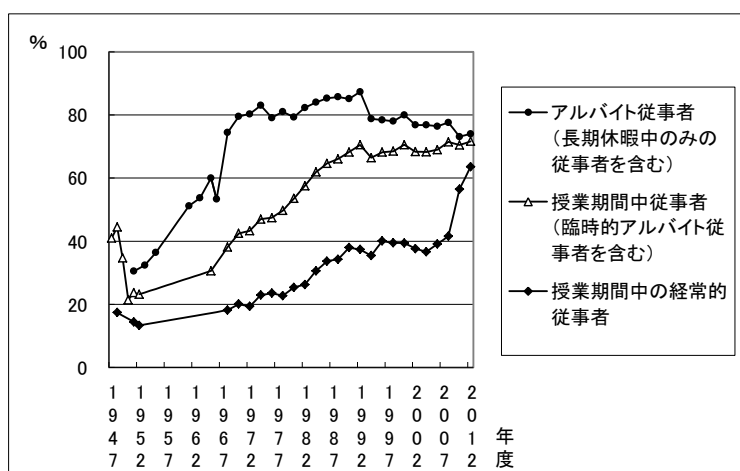


4. アルバイト従事率

それでは、学生のアルバイト従事率には、どのような傾向がみられるのだろうか。図 2-6 に示

したように、夏休みや春休みなどの長期休暇中だけに行ったアルバイトを含めた、アルバイト従事率は、94年度以降、10年度まで、基本的には減少傾向にあった。それが12年度には、幾分の増加がみられる¹¹。アルバイト全体でみれば、そのような傾向がみられるなかで、とくに授業期間中に経常的にアルバイトをしている学生についていえば、95年度から低下傾向にあったものが02年度には底を打ち、04年度からは増加している。総務省統計局『労働力調査』をもとにすれば、完全失業率は、92年から増加を始め、03・04年をピークとして、その後07・08年まで低下をつづけていた。それが、09・10年にふたたび上昇し、11年から再度、低下傾向に転じる。授業期間中に経常的にアルバイトをしている学生の比率は、基本的には、そのような雇用状況に連動した動きをみせている¹²。

図 2-6. アルバイト従事比率



図注) 1) 1952年以前のデータについては、②、③、それ以降のデータについては①より作成。

①文部省『学生生活調査報告』各年版。

②文部省大学学術局『学生の経済生活の実態（学生生活調査報告書 昭和28年度版）』、1954年、P.23（唐澤富太郎『学生の歴史』創文社、1955年、P.307にも再録されている）。

③岩波甲三「学生の経済生活とアルバイト」、『厚生補導』1971年6月号。

2) 1951～52年度については、授業期間中の1ヵ月の収入をベースに、授業期間中のアルバイト従事率が算出できる。

その比率と、上の②、③に示されたアルバイト従事率を比較すると、ほぼ一致する。そこで、1952年度までの数字は、「授業期間中従事率」とみなして、図示してある。

また、1951年度のアルバイト従事率は、6月調査が11月調査に比べ、10%程度、比率が高くなっている。

そこで、上に示した理由から、11月調査は、「授業期間中従事者」とみなし、6月調査は、幾分強引ではあるものの、「長期休暇中の従事者を含むアルバイト従事率」とみなすことにした。

3) この調査では、1968年度～2008年度以降のデータについては、「長期休暇中のみ従事」、「授業期間中に臨時的に従事」、「授業期間中に経常的に従事」、「長期休暇中にも授業期間中にも従事」の4つの選択肢を設定した集計がなされている。

そこで、「授業期間中の経常的従事者」については、「長期休暇中にも授業期間中にも従事した」学生の授

¹¹ ただし、それ以前のトレンドも考慮すれば、10年度の数値が何らかの理由により、極端に低すぎるとみなせる。この点も斟酌すれば、アルバイト従事率は、92年度以降、不況などの影響を受け、減少傾向がつづいている可能性もある。正確な判断は、14年度以降の動向を見極めてから下す必要がある。

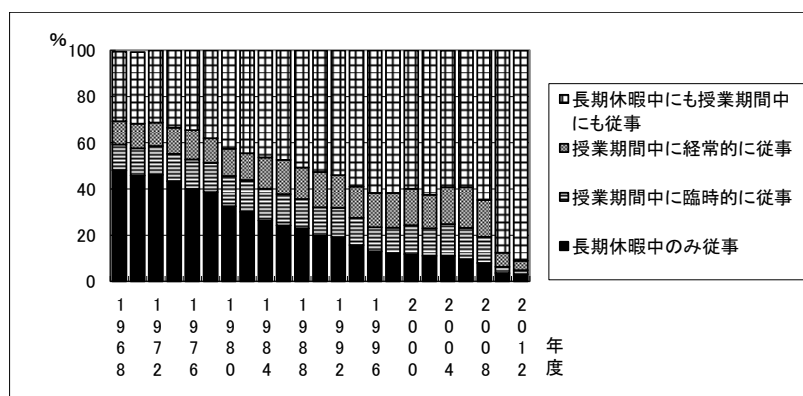
¹² ただし、授業期間中の経常的アルバイト従事率の推移が、完全失業率の動きと連動しているとすれば、10年度には、授業期間中の経常的アルバイト従事率は減少するはずである。にもかかわらず、それは10年度に急増している。それについては、図注に記しておいたように、08年度までは推計値を用いざるをえなかったことによる影響が大きい、と考えられる。

業期間中のアルバイト勤務形態が、「授業期間中に臨時的に従事」した学生と、「授業期間中に経常的に従事」した学生の比率を反映しているものとして推計している。

これに対し、図 2-7 をみれば明らかなように、減少が激しいのは、長期休暇中のみのアルバイト従事者である。また 02 年度以降は、授業期間中の臨時的アルバイトも減少している。つまり、「学生アルバイトの日常化」がさらに進行していることは明らかである。

なお、有額平均、つまりアルバイト従事者だけに限ったアルバイト収入額についてみれば、92 年度から 02 年までは、アルバイト収入額は横ばい状態にあるにもかかわらず、実額平均、つまり学生全体でみた場合のアルバイト収入額は減少していた。これは、ここでみてきたように、アルバイト従事率が低下したことが、主たる原因になっていると考えられる。

図 2-7. アルバイトの従事時期

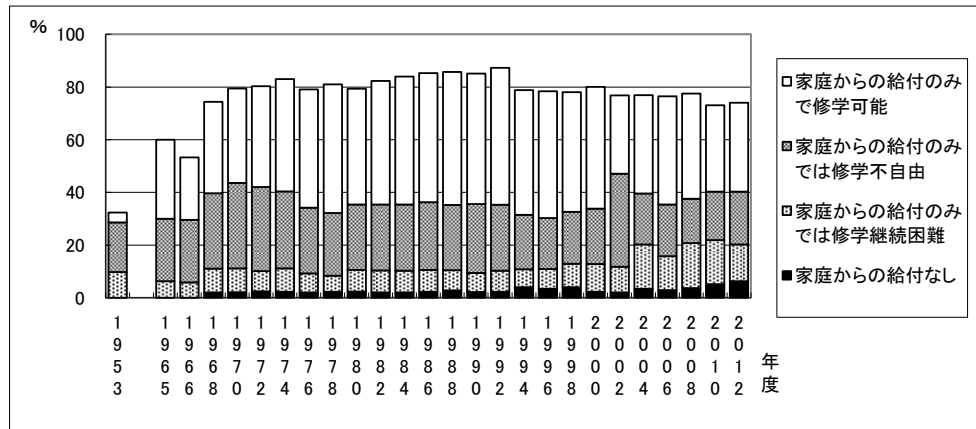


5. 経済的理由によるアルバイト

それでは、家計の事情で、アルバイトをせざるをえない学生は、どの程度いるのだろうか。図 2-8 に示したように、「家庭からの給付なし」のゆえにアルバイトをしている学生の比率は、92 年度から増加し、その傾向は 98 年度までつづいていた。2000 年度には、そのような学生の比率は、一旦、顕著な減少をみせるものの、02 年度からは、ふたたび増加している。「家庭からの給付のみでは修学継続困難」であるがゆえにアルバイトをしている学生の比率は、94 年度以降、基本的には増加傾向にある。「家庭からの給付なし」の学生、および「家庭からの給付のみでは修学継続困難」な学生を合わせて、「経済的にきわめて恵まれない状況におかれているがゆえに、アルバイトをせざるをえない学生」とみなせば、その比率は、94 年度以降、大勢としては増加している。

その一方で、「家庭からの給付なしで修学可能」、すなわち経済的な必要性がないにもかかわらず、アルバイトをしている学生の比率は、94 年度以降、基本的には減少傾向にある。

図 2-8. アルバイト必要度別アルバイト従事者の比率



図注) 1) 文部省『学生生活調査報告』各年版より作成。
 2) 1965年度のデータは、「アルバイトをしていない学生を含めた数字」と、「アルバイト学生だけについて示された数字」とが両方、表示されているが、それらの両数字は計算上、齟齬をきたしている。そこで、ここでは、次の年度の動向に近い、「アルバイトをしていない学生を含めた数字」の方を用いて算出した。

その結果、「家庭からの給付のみでは修学不自由」な学生を含め、何らかの経済的理由で、学生生活を維持するためにアルバイトをせざるをえない学生は、最近の傾向に限っていえば、10年度以降、アルバイト従事者の過半数を超え、学生アルバイトの主流を占めるようになってきている。

ただし、12年度は、10年度に比べると、「家庭からの給付のみでは修学継続困難」なアルバイト学生は減少し、「家庭からの給付のみでは修学不自由」なアルバイト学生は増加している。しかし、「家庭からの給付なし」のアルバイト学生にも、幾分の増加がみられる。つまり、「家庭からの給付のみでは修学継続困難」なゆえのアルバイトが、経済的負担が幾分軽減され、「家庭からの給付のみでは修学不自由」なゆえのアルバイトへ移行した層と、家計事情が悪化し、「家庭からの給付なし」であるがゆえのアルバイトへ移行した層とに、二極分化が進行している可能性がある。また、「家庭からの給付のみで修学可能」な学生アルバイトも増加している。これも、雇用状況の改善を受け、アルバイト需要が増加した影響と考えられる。

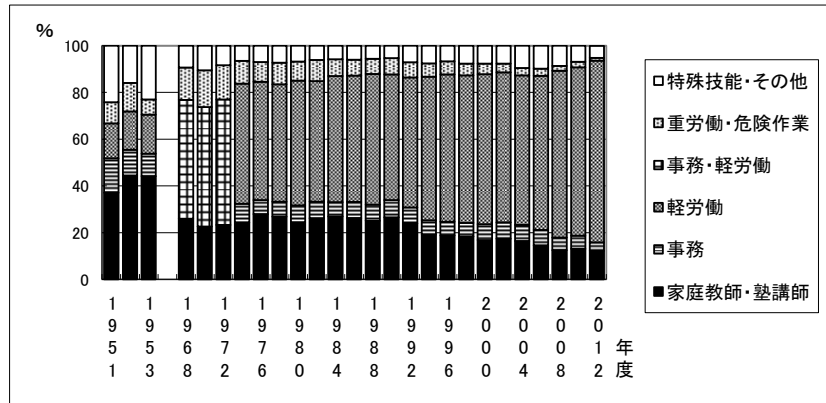
6. アルバイト職種

つぎに、アルバイト職種についてみていこう。図 2-9 に示したように、「家庭教師・塾講師」の比率は、80年代から低下をみせている。「事務」についても、ほぼ同様の傾向がみられる。「重労働・危険作業」は、70年度以降、基本的には減少傾向にある。「特殊技能・その他」は、51年度以降、90年度まで減少傾向がつづいていたものが、92年度に急増し、その後、02年度までは横ばい状態を維持していた。それが、04年度にふたたび急増をみせた後には、減少傾向に

ある。

以上の減少の穴を埋める形で、51年度以降、拡大をつづけてきたのが「軽労働」である。その増加傾向は08年度以降、加速の度を加えながら現在までつづき、12年度をみると、いまや学生アルバイトの77.7%が「軽労働」となっている。

図 2-9. アルバイト職種



- 図注) 1) 文部省『学生生活調査報告』各年版より作成。
 2) 1951～1953年度については、1998年度の分類に対応するように、再集計してある。
 なお、これら3年度の「労務」は、それ以外の年度の「重労働」に対応するものとして集計した。
 3) 「筆耕・翻訳」については、1951年度では「事務」に、それ以外の年度では「特殊技能・その他」に分類されている。
 4) 1968～72年度については、「事務」と「軽労働」とが、一緒に集計されている。

7. アルバイト時間・時給

つぎに、表 2-1 で、職種別にアルバイト時間、時給についてみていこう。

表 2-1. アルバイト職種別にみた従事時間・時給

(1) 2012 年度

アルバイト職種	度数 (人)	週当たり	
		アルバイト時間 (時間)	アルバイト時給 (円)
			週当たり アルバイト収入 (円)
家庭教師等	1,833	10.1	7,211
事務	369	13.4	7,450
軽労働	8,197	16.8	9,435
重労働・危険作業	72	18.6	9,619
特殊技能・その他	426	14.2	7,965
全職種平均	10,897	15.5	8,938

(1) 2010 年度

	度数	週当たり アルバイト時間	アルバイト 時給	週当たり アルバイト収入
アルバイト職種	(人)	(時間)	(円)	(円)
家庭教師等	1,744	10.8	913	7,414
事務	582	17.4	632	9,093
軽労働	9,412	17.2	620	9,138
重労働・危険作業	217	22.0	596	10,581
特殊技能・その他	851	17.9	746	9,380
全職種平均	12,806	16.5	661	8,942

(2) 2006 年度

	度数	週当たり アルバイト時間	アルバイト 時給	週当たり アルバイト収入
アルバイト職種	(人)	(時間)	(円)	(円)
家庭教師等	1,277	9.6	1032	7,395
事務	383	15.3	660	8,524
軽労働	5,421	17.0	640	9,208
重労働・危険作業	138	18.8	697	11,006
特殊技能・その他	804	16.3	746	9,960
全職種平均	8,023	15.7	715	8,993

- 表注) ①最近1週間のアルバイト時間申告者、およびアルバイト年収のあった学生に限った集計。
 ②「週当たりアルバイト収入」は、アルバイト年収を週当たり収入に換算したもの。
 ③「アルバイト時給」の平均値は、個人単位での時給の平均値となっている。つまり、学生全体の「週当たりアルバイト収入」の延べ総額÷「週当たりアルバイト時間」の延べ総数で算出していない。このため、表に示した平均値をもとに計算しても、「アルバイト時給」×「週当たりアルバイト時間」＝「週当たりアルバイト収入」とはならない。今回採用した「アルバイト時給」の平均値の性格上、この掛け算自体が意味を持たないものである。

アルバイト非従事者を含めた全学生の平均（実額平均）でみれば、アルバイト従事時間は、10年度に比べれば12年度には、幾分の増加がみられる。その主要な原因は、12年度からは10年度までとは異なり、アルバイトだけに限った労働時間の集計ではなく、定職を含めた労働時間の集計に変化した影響が大きいと考えられる。個票データを用い、定職を除いた集計で確かめれば、表2-1に示したように、アルバイト従事時間は、10年度に比べて、週当たり1時間減少している。しかし、時給（推計値）¹³については、「家庭教師」、「特殊技能・その他」の職種で減

¹³ なお、ここでの時給は、年間アルバイト総収入額を、週当たりの収入額に換算し、それを、直近の1週間のアルバイト時間で除した数を用いている。ただし、このような方法で算出した時給については、以下のような注意が必要である。

第1に、直近の1週間にはアルバイトを行っていたものの、1年をとおしてアルバイトを行っていない場合には、時給は低めに算出されることになる。

第2に、『学生生活調査』では、アルバイト職種については、複数回答を認めていない。しかし、2つ以上の職種を掛け持ちしている学生も存在する。そのような学生の場合、アルバイト職種については、主要な職種を1つだけ選んで、回答せざるをえない。一方、年間のアルバイト収入には、2つ以上の職種を合計した額が記載されることになる。よって、今回のアルバイト時給の算出方法では、時給が高いアルバイト職種については、ここで算出された数値以上に、実際には時給が高い可能性が強い。逆に、時給が低い職種についても、ここで算出された時給額は、過大評価さ

少がみられるものの、「事務」、「重労働・危険作業」に加えて、とくに従事者が圧倒的に多い「軽労働」で増加した結果、全職種平均では、約 25 円の上昇がみられる。そして、時給の上昇は労働時間の減少と相殺され、週当たりアルバイト収入は、10 年度とほとんど変化していない。

ただし、『学生生活調査』に学生生活時間に関する調査項目が初めて加えられた、06 年度と比較すると、12 年度の時給はまだ 28 円低い。しかも、06 年度と比べた時給低下傾向は、すべての職種に共通してみられる。この時給低下の影響をとくに受け、「週当たりアルバイト収入」（推計値）は、06 年度と比べて 12 年度には週あたり 55 円、年収に換算すると 2,883 円の減少となっている。02 年度以降のアルバイト年収が減少している原因は、主にそこに求められる。

ここで、「軽労働」アルバイトが拡大していることにまつわる問題を、一点だけ指摘しておきたい。10・12 年度のデータをもとにすれば、「軽労働」は、「重労働・危険作業」に次いで、時給の低い職種である。その時給の低さを補い、一定の収入を確保するため、「軽労働」従事者の労働時間は、「重労働・危険作業」に次いで長い。このような特徴をもつ「軽労働」職種が拡大していることは、アルバイトに長時間従事する学生が、学生全体のなかでは相対的に増加していることを示している。「相対的に」というのは、次のような意味である。「絶対的に」は、アルバイト学生全体でみた場合の労働時間は、10 年度に比べて 12 年度には、週当たり 1 時間減少している。しかし、どの職種でも、10 年度に比べて 12 年度には、労働時間が減少していることを考えれば、それは雇用情勢の影響を受けた結果であると推測される。そのような全体傾向があることを前提にして、「軽労働」従事者の平均アルバイト従事時間と、アルバイト学生全体での平均労働時間との差をみれば、10 年度では 0.7 時間であったものが、12 年度には 1.3 時間に拡大している。つまり、学生集団全体のなかでは、「相対的に」アルバイトに長時間従事する学生が増加していることは、明らかである。

8. まとめ

最後に、本章で明らかになったことのまとめを行っておこう。

第 1 に、全学生を母数としてみた場合のアルバイト収入額（実額平均）は、12 年度になって多少の上昇が観察されるものの、主につぎのような 2 つの要因によって、92 年のバブル経済崩壊後、10 年度までは基本的に減少傾向にある。第 1 が、92 年以降の雇用情勢の悪化を反映したアルバイト従事率の減少である。第 2 が、少なくとも 02 年度から 10 年度にかけてみられる、時給の低下である。

このようなアルバイト収入の減少を受け、その収入が学生生活費収入全体に占める比率は、

れている可能性が高い。

第 3 に、1 年間のうちにアルバイト職種を変えた学生も存在する可能性がある。この場合には、かりに同じ時間だけ働いたとしても、学生が主要職種として申告したアルバイト職種の時給が高いときには、その職種の時給は過少に算出され、逆のときは過大に算出されることになる。のみならず、アルバイト時間そのものが変化した可能性もある。

92年度をピークとして、06年度まで減少傾向にあったものが、この年度に下げ止まり、その後はほぼ横ばいに落ち着いている。さらに、92年度・02年度・12年度の3時点での比較をもとにすれば、学生生活費総収入に占める家庭からの給付の比率も、92年度以降、12年度まで一貫して減少している。これに対し、この間、顕著に増加しつづけてきたのが、奨学金収入の比率である。不況などの影響でアルバイト収入や家庭からの給付が減少するなかで、必要な学生生活費を確保すべく、それら減少分の穴を埋めるために、奨学金が利用されてきたことは明らかである。あるいは、奨学金が拡充することによって、アルバイトや家庭からの給付の負担が軽減した可能性もある。

しかし、第2に、以上のような傾向は、学生にとってアルバイトの必要性が減少したことを必ずしも意味しない。なぜなら、「家庭からの給付なし」の学生、および「家庭からの給付のみでは修学継続困難」な学生を合わせて、経済的にきわめて恵まれない状況におかれているがゆえに、アルバイトをせざるをえない学生とみなせば、その比率は、94年度以降、大勢としては増加しているからである。その一方で、「家庭からの給付なしで修学可能」、すなわち経済的な必要性がないにもかかわらず、アルバイトをしている学生の比率は、94年度以降、基本的には減少傾向にある。その結果、「家庭からの給付のみでは修学不自由」な学生を含め、何らかの経済的理由で、学生生活を維持するためにアルバイトを行っている学生、つまり「苦学生」は、最近の傾向に限っていえば、10年度以降、アルバイト従事者の過半数を超え、学生アルバイトの主流を占めるようになってきている。こうしてみると、アルバイトはいまや、学生生活を維持するための重要な活動になってきたことは明らかである。

戦後についてみれば、終戦から1950年代にかけての時期は、「パンのためのアルバイト」を中心とする、まさしく「苦学生」の時代であった。これが60年代に転機を迎え、経済的な必要性がないにもかかわらず行うアルバイトが、主流を占めるようになる。こういった「小遣い稼ぎのためのアルバイト」は、バブル経済が崩壊する92年まで拡大の一途をたどる。それは、その後の長期不況のなかで、縮小していった。だとしても、2000年代までは、「小遣い稼ぎのためのアルバイト」が、いまだ優勢を維持していた。しかし、ついに2010年代になると、度重なる不況の影響で、「苦学生」の時代に逆戻りすることになった、といえる。

第3に、アルバイト職種についていえば、「軽労働」の増大は、51年度以降、つまり戦後における一貫した傾向になっている。とくに、その拡大傾向は08年度以降、加速の度を加えながら現在までつづき、12年度をみると、いまやアルバイト学生の77.7%が「軽労働」に従事しているのである。ここで問題なのは、少なくとも最近のデータをもとにすれば、「軽労働」は、他の職種に比べて、時給の低い職種であることである。その時給の低さを補い、一定の収入を確保するため、「軽労働」従事者の労働時間は、他の職種に比べて長い。つまり、「軽労働」勤務者の拡大は、アルバイトに長時間従事する学生が、アルバイト学生全体のなかでは相対的に増加してい

ることを示している。

つぎの事実は、何よりそれを反映した結果であると考えられる。つまり、授業期間中に経常的にアルバイトをしている学生の増加傾向、すなわち「学生アルバイトの日常化」は、95～04年度の一時的減少期を除けば、遅くとも67年度に始まる一貫した現象となっている。

いずれにせよここで問題にしたいのは、つぎの点である。アルバイトが長時間化すれば、その分、とくに勉学を中心として、有意義な学生活動に対する犠牲は大きなものにならざるをえない。そのような傾向が、学生のあいだに拡大している可能性に対する危惧である。

先述したように、近年においては学生生活費の収入源として、奨学金収入の比重が顕著に高まっていることは、確かな事実である。しかし、各種奨学金のなかでも、飛び抜けた利用者を誇る日本学生支援機構奨学金は、今は貸与のものに限られている。つまり、その利用者は、卒業後の負債を覚悟しなければならぬことになる。この点を前提とすれば、学生が取る選択としては、2つの戦略が考えられる。第1が、現在の勉学を犠牲にせざるをえないとしても、将来の負債を回避することを優先・選択する、といった戦略である。第2が、貸与奨学金を利用して、大学時代に勉学などに打ち込む時間を確保し、卒業後により職業に就くといったことを、将来の負債以上に、優先・選択するといった戦略である。学生の本分は何であるかといった議論をさておくとすれば、どちらの戦略も将来をみすえたものとみなせる。ただし、その将来像が異なるだけだといえる。つまり、負債の回避を重視するか、現在は勉学に励む環境を整え、よい就職口を確保できる可能性を重視するか、といった方向性の相違である。

主に経済的理由による返還滞納者増大の問題が騒がれた近年、将来の負債を嫌って、貸与奨学金の受給を避ける学生も存在すると考えられる。これらの学生は、家庭からの給付が十分でない場合は、アルバイトに頼らざるをえない。そのようなアルバイト学生が、「苦学生」の時代の再来をもたらす一因になった可能性もある。しかも、この「苦学生」の時代にあって、時給の安い「軽系労働」の拡大によって、アルバイトの相対的な長時間化が進展し、有意義な学生活動、とくに勉学に対する犠牲が、大きなものになっている可能性も、問題として浮上してくる。だとすれば、将来の負債への危惧なく、現在の勉学に十分励むことができるよう、給付奨学金や授業料免除などの学生支援体制を、さらに拡充していくことが、今まで以上に求められているといえる。

第3章 学費援助の実態

— 多様化する制度に着目して —

藤森 宏明

1. 課題設定

本章の目的は、大学昼間部における学費援助の実態について育英（学力）と奨学（家計）の側面からその概要を示し、今後の検討課題を明らかにすることにある。

例えば、JASSO 奨学金制度では、奨学生の採用にあたり、学生の属性（家計年収、学力、自宅／自宅外など）を考慮しつつ選考が行われている。また近年は各大学による授業料減免制度改革の努力や1998年の日本育英会（当時）第二種奨学金の改革などから、大概の学生は申請すれば何らかの形で学費援助を受けられる状況になっている。それは例えば JASSO 奨学金の大学昼間部学生の申請採用率が、平成8年度は80.6%だったものが、制度変更後の平成12年は91.1%となり、平成22年度は96.1%にまで上昇した点からもいえることである。

このように我が国の学費援助制度は年を経るごとに発展している。だが、今日において学生の視点に立った場合、どのような属性の学生がどのような学費援助を受けているかという対応の関係は明らかではない。つまり学費援助とはいっても、JASSO 奨学金、JASSO 以外の奨学金、授業料減免制度とさまざま存在するしそれぞれの概要は明らかになっている¹⁴。だが特に育英（優秀な学生への援助）と奨学（低所得への援助など、教育機会の保障のための援助）の視点から、それぞれの学費援助制度によってどのように学生が援助を受けているかは定かではない。これは、今後の奨学制度を考える上で非常に重要な視点である。

そこで、本報告では、JASSO の平成22年度学生生活調査の個票をもとに、その傾向を明らかにしていく。詳細な分析は次節以降で示していく。

2. 使用データと分析枠組

本章では、JASSO が平成22年に行った「学生生活調査」の個票をもとに分析を行っていく¹⁵。分析の手順としては、まず、学費援助の背景となる基礎的な統計の確認をする。次に各学費援助

¹⁴ 例えば JASSO が2年おきに発行している「学生生活調査」や小林（2009）、藤森（2009）などがあげられる。

¹⁵ 調査対象者は大学昼間部であり、全体数から、国立は1/56、公立は1/14、私立は1/135を抽出し、調査を行ったものである。なお、回収率は45.1%、サンプル数は15,422である。

制度によるその受給の概要を示す。その上で学費援助制度の受給パターンの類型を試みる。この作業を行う理由は、費用工面が厳しい家庭の数が無視できない今日において、複数の学費援助制度を利用している者も少なくないのではないかとという仮説からである。その上で①全体②家計年収別③学力別で基本的な概要を明らかにし、最後に学力と家計年収をクロスさせ、学費援助タイプごとにおける援助の実態を示していく。

3. 全体の概要

3-1 基本情報

本項では、それぞれの学費援助制度から見た学生支援状況の概要を見ていく。まず、分析以前の問題として設置者別の基本情報を押さえておく。特に着目したのは、主要な学生生活費項目および自宅生の割合、そして学力¹⁶である。

まず表3-1は各設置者別の学生生活費における主要項目（「収入合計」「家庭から給付」「奨学金収入」）および自宅生の割合と家計年収総額である。これらは学費援助の規定要因としての最も基本的な情報である。

表3-1 設置者別 主要学生生活費・自宅生の割合・家計年収総額

	大学昼間部			Sig.		
	国立	公立	私立	国×公	国×私	公×私
収入合計	1,593,300	1,539,300	2,014,500	***	***	***
(家庭から給付)	947,900	828,000	1,225,600	***	***	***
(奨学金収入)	290,300	336,400	367,000	***	***	*
支出(学費)	651,700	671,700	1,256,200	*	***	***
支出(生活費)	802,600	713,100	581,200	***	***	***
自宅生の割合	31.3%	39.2%	62.4%	***	***	***
家計の年収総額	746.6	674.6	740.2	***	-	***
注1: 学生生活費は100の位を四捨五入した。						
注2: 金額の算出方法として5%トリム平均を用いた。						
注3: サンプル数: 国立: 4,057、公立: 3,451、私立: 7,914						
注4: ***:0.1%, **:1%, *:5%, +:10%で有意。						

基本的には家計年収が低く、学費（授業料等）が高く、そして実家を離れる（自宅外）ほど（生活費がかさむため）学費援助を必要とする。これらをふまえ設置者間の違いを見ていく。すると、国立と私立において家計年収が同程度であるにも関わらず、私立の方が必要費用（収入合計）が大きい。しかも自宅生の割合や奨学金収入が私立の方が多いにもかかわらずこの傾向を示す。そ

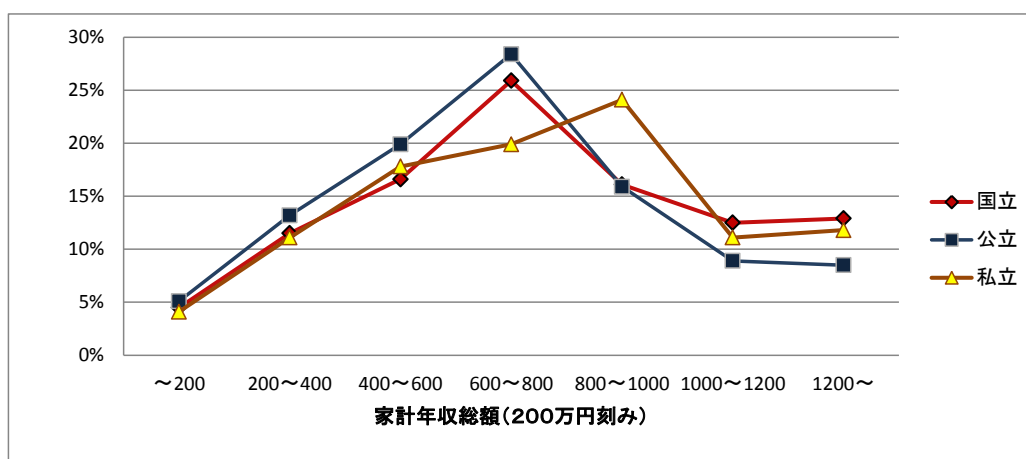
¹⁶ 本来ならば一人ひとりの学力についてすべきだが、今回はデータの都合上行えない。そこで回答者が所属する大学学部の入試難易度をだいたい変数として用いる。

の結果「家庭からの給付」が最も大きい値を示しているといえる。なお国立と公立において授業料の学費が異なるのは、授業料減免制度の影響が主と考えられる。

また、表 3-1 では家計年収が公立<国立・私立となっていることは明らかではあるものの、どのような分布になっているかは明らかではない。そこで、家計年収 200 万円刻みでそれぞれの設置者単位での割合を見たのが図 3-1 である。

図 3-1 でグラフの%に着目すると、低所得層での公立の%が高い値を示していることから公立が低所得層よりといえる。国立は 800 万未満までは公立と類似した傾向を示すが、その値は公立よりやや低く一方で高所得層も多い。私立は 600 万未満までは国立とほぼ同じ割合それぞれの所得階層に存在する。ただ、ピークが国公立とは一段階高く 800 万円以上 1000 万円未満となっている。

図 3-1 設置者別家計年収総額 (200 万円刻み)



次に、入試難易度¹⁷別 (3 区分) の家計年収¹⁸ (3 区分) の状況も示しておく。これは今日の奨学金制度が育英 (学力が高いへの学費援助) と奨学 (家計年収が低いものへの援助) を基本的な枠組としているためその確認である。なお今回の分析では、均等な区分ではなく、難易度・家計年収ともに低所得層寄りに設定した。このような区分にしたのは、学費援助を受けている者が基本的には低所得層の方に偏ること、大学大衆化による全体としての入試難易度の易化を配慮す

¹⁷ 用いたデータは河合塾による 2010 年度入試の難易度データである。このうち、国公立に関しては学部及び学科単位のセンター試験のボーダーライン (50%合格) を、私立に関しては、一般入試のボーダーラインの偏差値を用い、ボーダーフリーの私立大学については便宜上偏差値 30 とみなして分析した。なお上位・中位・下位の区切りは、国公立は 72.5 以上 (上位)、65~72.5 未満 (中位)、65 未満 (下位) であり、私立は 50 以上 (上位)、40 以上 50 未満 (中位)、40 未満 (下位) としてある。

¹⁸ 家計年収については、400 万円単位 (~400 未満、400 以上~800 未満、800 以上) で区分した。

るためである¹⁹。

図3-2 設置者別入試難易度×家計年収（400万円刻み）との関係

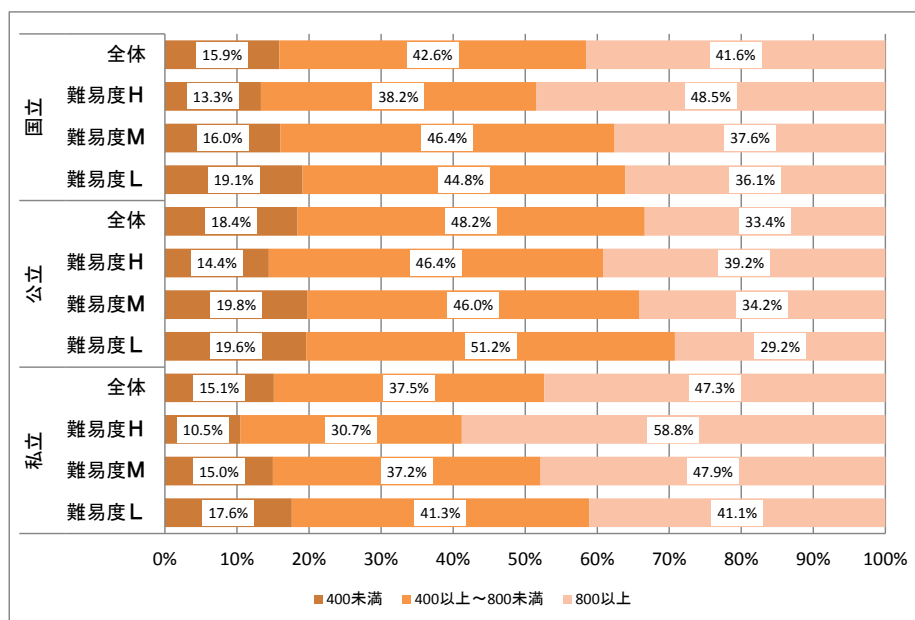


図3-2からは、基本的には設置者に関係なく大学入試難易度と家計には相関があることがわかる。この傾向は私立が顕著である²⁰。ただ、公立については難易度Mと難易度Lの低所得層の割合に大きな違いは見られない。難関大学とそれ以外という括りの影響かもしれない。

以上のことを押さえた上で、次に学費援助に関する基本情報を見ていく。

3-2 制度ごとにおける学費援助の状況

3-2-1 JASSO（日本学生支援機構）

まずJASSO奨学金の受給状況（全体および設置者別）を見たのが図3-3である。

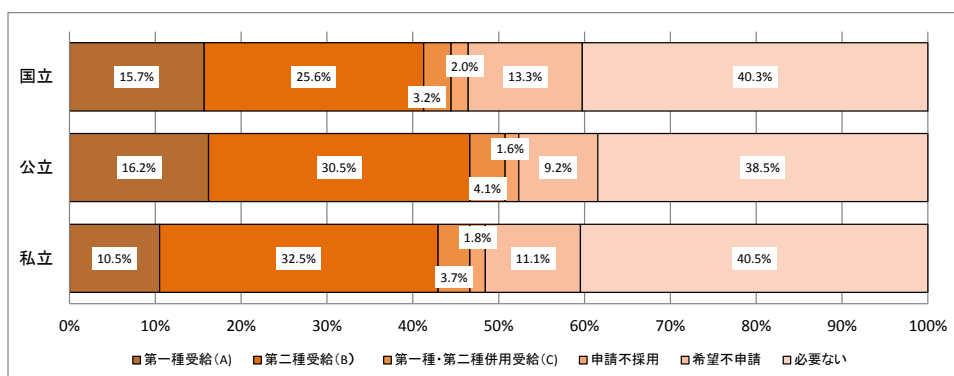
奨学金の受給要因には家計年収が大きく関わる。表3-1および図3-1よりその値は公立が若干低めであることがわかるが、この点を考慮すると公立の受給率（A+B+C）が国立・私立に比べ5ポイントほど高いのは妥当ともいえる。ただ、私立の「第1種」の受給率は、家計年収総額平均の差が統計的に有意ではないが約5ポイント低い。この要因としては、私立の方が学力の低い学生が多いことと関係があるだろう。そのためか私立は国立に比べ「第2種」の受給率が高

¹⁹ 国公立に関しては旧帝大のボーダーよりも若干低めを上位、センター試験平均点以下を下位、その中間を中位としている。私立に関しては、選抜性が明らかに存在するという点で偏差値50以上を上位、全入もある大学として偏差値40未満を下位、その間を中位としている。

²⁰ この結果は小林（2009:155）とは異なる結果であるが、分析の手法が異なることがこのような結果をもたらしていると考えられる。すなわち、本章では、均等に分位を分けるというよりは、学費援助の主旨から若干低所得層寄りでの分析しているという点である。さらなる検討が必要と考えられる。

い。なお「私立×自宅」と「国公立×自宅外」では学生生活費はほぼ同程度であり（附表 1 参照）、(A+B+C)の値が国立・私立間であまり差がない理由が推測できる。

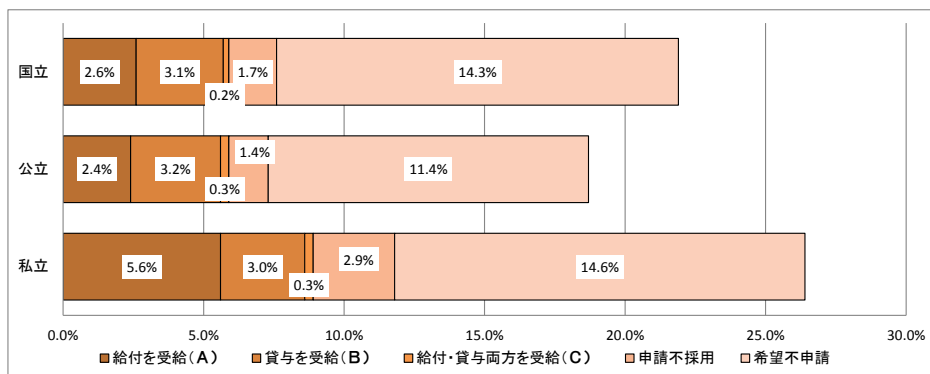
図 3-3 日本学生支援機構奨学金の受給状況（全体および設置者別）



注：受給率 (A+B+C) は国立：44.5、公立：50.8、私立：46.7

次に、JASSO 以外の奨学金の受給状況を示したのが図 3-4 である。（便宜上、「必要ない」の値は図外の注にしてある。）

図 3-4 日本学生支援機構以外の奨学金（全体および設置者別）

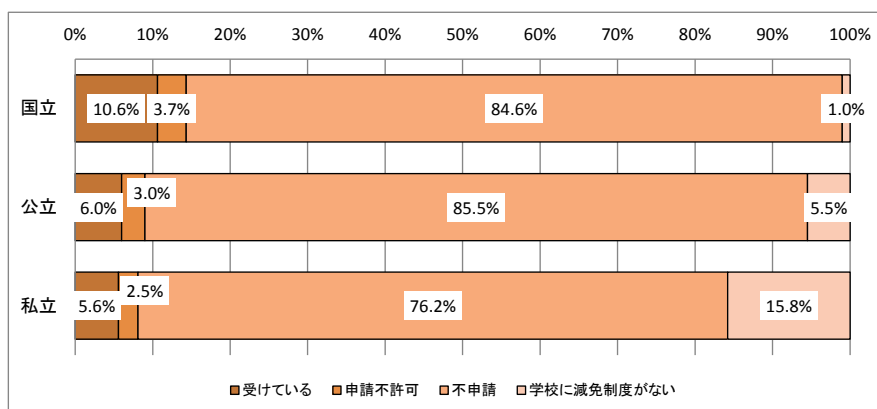


注 1：(A+B+C)：国立：5.9，公立：5.9，私立：8.9

注 2：「必要ない」は国立：78.1，公立：81.2，私立：73.5

傾向としては国立と公立が類似しており、(A+B+C)が同値である。一方私立は給付奨学金の受給が高い。この点について類似の方策として授業料減免制度があげられる。そこで授業料減免の状況を示したのが次の図 3-5 である。

図 3-5 授業料減免の状況（全体および設置者別）



授業料減免については図 3-4 の傾向とは異なった傾向を示した。すなわち国立が最も値が大きく、公立、私立の倍近い。また私立は「減免制度がなかった」が 15.8%で、国公立に比べ非常に高い値を示しており財務状況の影響とも考えられる。なお、国立で 1%「減免制度がない」というのは誤回答（制度を理解していない）と考えられる。ただこういった誤認識は公立・私立でも同様の可能性があり、この値は実態のみならず広報の浸透も考慮した解釈が必要である。

4. 学費援助類型の統合モデルによる分析

4-1 統合モデルの構築および概要

前項では学費援助を受けているかについてそれぞれの制度ごとの概要を示してきた。これらの合計値からでは約 6 割の学生が学費援助を受けていることになる。しかし学生の立場から見ると複数の学費援助を受けている場合も多々存在することが予想される。そこで、本項ではまず学費援助の類型を以下の 6 パターンとし、集計をし直したのが表 3-2 である。

- 1 複数の支援：「複数支援」（JASSO 併用貸与を含む）
- 2 授業料減免のみ：「減免のみ」
- 3 JASSO 奨学金 1 種のみ：「第 1 種のみ受給」
- 4 JASSO 奨学金 2 種のみ：「第 2 種のみ受給」
- 5 JASSO 以外奨学金のみ：「JASSO 以外のみ受給」
- 6 学費援助なし：「非援助」

表 3-2 において、まず「全体」の「援助」に着目すると（注 3）、52.7%の学生が何らかの形で学費援助を受けていることがわかる。これは前項で示してきた、「JASSO 奨学金受給」「JASSO

以外奨学金受給」「授業料免除」の合計値（約6割）よりも低い値である。つまり学生の中には表にも示しているように複数の学費援助を受けているものが約1割存在する。次に内訳に着目すると、「第1種」で公立がやや高め、「第2種」で国立が低い点以外は傾向（設置者間の特徴）が読みづらい。そこで、次項以降では家計年収ごと、および入試難易度の視点から順に見ていく。

表3-2 上記の類型による設置者別および全体の学費援助の状況

	複数支援	減免のみ	第1種のみ受給	第2種のみ受給	JASSO以外のみ受給	非援助	合計
国立	11.9%	2.4%	10.9%	22.5%	2.6%	49.7%	100%
公立	10.5%	0.9%	13.0%	27.6%	2.6%	45.3%	100%
私立	10.4%	2.0%	8.4%	28.6%	3.9%	46.8%	100%
全体	10.6%	2.0%	9.0%	27.5%	3.6%	47.3%	100%

注1：N（国立：4,057、公立：3,451、私立：7,914）

注2：全体の%は四捨五入済み。

注3：設置者別の「援助（非援助以外）」：国立：50.3、公立：54.7、私立：53.2、（全体：52.7）

4-2 家計年収別および入試難易度別における学費援助の状況

4-2-1 家計年収別

まず設置者別に家計年収別の学費援助の状況を示した（表3-3参照）。

表3-3 設置者別 家計年収別（400万ごと）の学費援助の状況

設置者	年収カテゴリ	複数支援	減免のみ	第1種のみ	第2種のみ	JASSO以外のみ	非援助(A)	計	100-(A)	N
国立	家計L	36.1%	6.3%	19.0%	17.0%	3.1%	18.5%	100%	81.5%	648
	家計M	12.2%	2.2%	14.0%	24.7%	3.0%	43.9%	100%	56.1%	1,726
	家計H	2.2%	1.2%	4.7%	22.2%	2.1%	67.6%	100%	32.4%	1,683
	全体	11.9%	2.4%	10.9%	22.5%	2.6%	49.7%	100%	50.3%	4,057
公立	家計L	29.7%	2.2%	21.6%	23.2%	2.4%	21.0%	100%	79.0%	634
	家計M	9.0%	0.7%	15.1%	31.6%	2.6%	41.0%	100%	59.0%	1,667
	家計H	2.3%	0.5%	5.3%	24.3%	2.7%	64.9%	100%	35.1%	1,150
	全体	10.5%	0.9%	13.0%	27.6%	2.6%	45.3%	100%	54.7%	3,451
私立	家計L	24.5%	1.5%	16.4%	32.4%	5.1%	20.1%	100%	79.9%	1,206
	家計M	11.2%	1.9%	10.4%	33.8%	3.4%	39.2%	100%	60.8%	2,982
	家計H	5.1%	2.1%	4.1%	23.2%	3.9%	61.6%	100%	38.4%	3,726
	全体	10.4%	2.0%	8.4%	28.6%	3.9%	46.8%	100%	53.2%	7,914

注1：V値：国立：0.329、公立：0.298、私立：0.252

注2： χ^2 乗値：国立：880.487、公立：611.807、私立：1002.094。いずれも $p < 0.001$

注3：家計L：家計年収400万円未満、家計M：同400万円以上800万円未満、家計H：同800万円以上である。

最初に全体から特徴的な部分に着目する。すると特に国公立の「家計 L (400 万円未満)」の「複数支援」の割合が高い。具体的には国立で 36.1%、公立で 29.7%である。私立も 24.5%と高い値を示すものの、「第 2 種」のほうがさらに高い。国公立は「複数支援」として「併用貸与」や「第 1 種」×「授業料減免」などで費用を工面し、私立は貸与額に幅のある「第 2 種」を選択していると示唆される。次に設置者別に傾向を見ていき、それぞれの学費援助類型の特徴を見ていく。まず国立だが、どのカテゴリも年収が低い者ほど学費援助の割合が高くなる。ただ「第 2 種」が「家計 M (400~800)」と「家計 H (800~)」で逆の傾向を示している。だがこの違いは大きいとは言えず、年収 400 未満とそれ以上で「第 2 種」受給に差があると見るべきと考える。次に公立だが、「複数支援」「第 1 種」「減免のみ」は明らかに低所得層の割合が高い。「第 2 種」は国立同様、「家計 M」の層の割合が多い。「JASSO 以外」は一様で、家計年収による違いが見いだせない。いろいろなタイプの学費援助が混在している可能性がある。

最後に私立を見ていく。明らかに年収と関連のあるのは「複数支援」「第 1 種」である。「第 2 種」は 800 万未満とそれ以上で区切りがある。

4-2-2 入試難易度別

続いて、入試難易度と学費援助の関連性も見ていく（表 3-4 参照）。なお疑似相関の可能性もあるので、表の右にその層の家計年収総額（の平均値）を示した。

まず、援助率（=100%－非援助（A））を見ると、どのカテゴリも、入試難易度が低くなるに従いその値は高くなっている。学費援助の採用基準に学力が入っているのに逆の傾向となっている。そこで、次にその内訳を見ていく。国立はゆるやかに「第 2 種」が、入試難易度が下がるに従い受給が高くなる。ほかの学費援助カテゴリもその傾向が見られるものもあるが統計的に有意差があるほどとは言い切れない。公立は「複数支援」および「第 2 種」において、入試難易度が下がるに従い値が高くなっている。合計値に影響を及ぼしたのはこの二つのカテゴリと考えられる。私立もほぼ同様である。若干「JASSO 以外のみ」において入試難易度が高い者ほど受給が高くなっている。これらの結果は表 3-4 の一番右に示した「家計年収総額」の影響の方を受けている可能性が高い。すなわち「育英」というよりは「奨学」の影響を受けていると考えられる。ただ、表 3-5 にも示したように、入試難易度と家計年収の間には関連性が存在する。そこで、次項ではこれらをクロスさせ、それぞれの学費援助カテゴリの傾向を見ていく。

表3-4 設置者別 入試難易度別（3段階）学費援助の状況

設置者		複数支援	減免のみ	第1種のみ	第2種のみ	JASSO 以外のみ	非援助 (A)	計	N	100-(A)	家計年収総額
国立	難易度H	10.9%	1.3%	10.5%	20.1%	3.3%	54.0%	100%	1,627	46.0%	811.4
	難易度M	12.0%	3.0%	11.2%	23.0%	1.9%	48.9%	100%	1,173	51.1%	718.7
	難易度L	13.0%	3.4%	11.0%	25.3%	2.6%	44.7%	100%	1,204	55.3%	695.6
	全体	11.8%	2.4%	10.9%	22.5%	2.6%	49.7%	100%	4,004	50.3%	747.3
公立	難易度H	8.2%	0.9%	12.2%	20.0%	3.3%	55.4%	100%	854	44.6%	737.0
	難易度M	9.3%	0.9%	12.0%	31.3%	2.4%	44.2%	100%	1,142	55.8%	663.1
	難易度L	13.0%	0.9%	14.3%	29.4%	2.3%	40.0%	100%	1,387	60.0%	647.7
	全体	10.5%	0.9%	13.0%	27.7%	2.6%	45.3%	100%	3,383	54.7%	674.7
私立	難易度H	9.9%	1.4%	8.9%	24.3%	5.9%	49.6%	100%	1,604	50.4%	850.4
	難易度M	9.3%	1.3%	8.3%	29.4%	3.5%	48.3%	100%	2,837	51.7%	743.2
	難易度L	11.7%	2.8%	8.0%	30.3%	3.2%	44.0%	100%	3,181	56.0%	688.2
	全体	10.4%	2.0%	8.3%	28.7%	3.9%	46.8%	100%	7,622	53.2%	741.7

注1:入試難易度の都合上「その他の学科」を除外して計算
注2: V値:国立:0.074, 公立:0.103, 私立:0.071
注3: χ^2 乗値:国立:43.552, 公立:72.444, 私立:76.481. いずれも $p<0.001$

4-3 家計年収×入試難易度のクロスからみた学費援助の実態

本項では家計年収と入試難易度をクロスさせ、各層間の学費援助の実態の比較を行う。ただし、サンプルの都合上、「減免のみ」と「JASSO以外のみ受給」を統合して分析を行う。分析の方法としては、設置者ごとに9層間での学費援助類型ごとの比較を行いそれぞれの学費援助類型の特徴を見ていく。

4-3-1 国立

まず「全体」に着目することで各層での学費援助の割合がわかる。すると、低所得のほうに行くほど値は高いものの、難易度に関しては明確な違いがみられない。あえて言えばやや家計Hにおいて「難易度L」での値が高くなる傾向にある。次に、内訳を見ていく。すると「複数支援」は「家計L」において全体平均の約3倍の値を示している。そして難易度間の差はそれほど見られない。次に「第1種」は「家計L」の「難易度L」にこそ最も高い指数があるものの、難易度による違いはそれほどではなく、家計の影響が大きい。特に「家計M」と「家計H」の差が大きい。「第2種」はこれらとは全く異なる。基本的には最も高い指数でも1.28、最も低い指数でも0.70でありあまり層間の差がない。ただ難易度L家計Hの指数が高く、家計が低く、難易度が上がるほど、その値は低くなる。最後に「JASSO以外」だが、基本的には第1種と類似しているが難易度が高くなるほど値が小さくなるので、奨学型のタイプが多いことが示唆される。

表 3-5 学費援助類型別 入試難易度×家計年収層間における学費援助の状況（国立）

学費援助カテゴリごと					指数				
国立支援全体	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体	国立支援全体	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体
難易度H	80.2%	55.1%	29.5%	46.0%	難易度H	1.59	1.10	0.59	0.91
難易度M	79.8%	57.0%	31.5%	51.1%	難易度M	1.59	1.13	0.63	1.02
難易度L	83.9%	56.4%	38.9%	55.3%	難易度L	1.67	1.12	0.77	1.10
家計ごと全体	81.4%	56.1%	32.5%	50.3%	家計ごと全体	1.62	1.12	0.65	1.00
国立複数	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体	国立複数	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体
難易度H	37.8%	12.4%	2.3%	10.9%	難易度H	3.20	1.05	0.19	0.92
難易度M	34.0%	12.3%	2.3%	12.0%	難易度M	2.88	1.04	0.19	1.02
難易度L	36.5%	11.9%	1.8%	13.0%	難易度L	3.09	1.01	0.15	1.10
家計ごと全体	36.2%	12.2%	2.2%	11.8%	家計ごと全体	3.07	1.03	0.19	1.00
国立第1種	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体	国立第1種	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体
難易度H	17.1%	14.5%	5.6%	10.5%	難易度H	1.57	1.33	0.51	0.96
難易度M	19.7%	14.0%	4.1%	11.2%	難易度M	1.81	1.28	0.38	1.03
難易度L	20.0%	13.0%	3.9%	11.0%	難易度L	1.83	1.19	0.36	1.01
家計ごと全体	18.9%	13.8%	4.7%	10.9%	家計ごと全体	1.73	1.27	0.43	1.00
国立第2種	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体	国立第2種	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体
難易度H	15.7%	23.2%	18.9%	20.1%	難易度H	0.70	1.03	0.84	0.89
難易度M	18.1%	25.6%	22.0%	23.0%	難易度M	0.80	1.14	0.98	1.02
難易度L	17.4%	26.0%	28.7%	25.3%	難易度L	0.77	1.16	1.28	1.12
家計ごと全体	17.0%	24.8%	22.3%	22.5%	家計ごと全体	0.76	1.10	0.99	1.00
国立JASSO以外	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体	国立JASSO以外	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体
難易度H	9.7%	5.0%	2.8%	4.5%	難易度H	1.90	0.98	0.55	0.88
難易度M	8.0%	5.1%	3.2%	4.9%	難易度M	1.57	1.00	0.63	0.96
難易度L	10.0%	5.6%	4.4%	6.0%	難易度L	1.96	1.10	0.86	1.18
家計ごと全体	9.3%	5.2%	3.3%	5.1%	家計ごと全体	1.82	1.02	0.65	1.00

注1：％は各層における当該カテゴリの割合である。

注2：「指数」とは、全体統計での各カテゴリの％を1とした場合の各層の当該カテゴリの割合を示したものである。

注3：各表右下の％が表3-4と異なるものもあるが、これは「その他の学科系統」を除外して計算したからである。

4-3-2 公立

続いて公立の分析をする。まず全体に着目すると、国立の場合同様、低所得に行くほど値は大きくなる。難易度との関係については、難易度が下がるほど値が大きくなる傾向があり、国立よりも若干その変化が大きい。次に内訳をみていく。「複数支援」に関しては難易度間にねじれ（家計Lでは難易度Mが一番小さく、家計Hでは難易度Mが一番大きい）、線型的ではない。ただ、低所得層に特に厚く、国立ほどではないが家計Lで指数が約3弱である。「第1種」に関しても値の幅が「複数支援」ほどではないが似た傾向を示す。第2種も「家計L×難易度H」以外は、一様な傾向を示しており、家計Mや難易度Mあたりを中心に分布している。「JASSO以外」は「家計L」「家計M」では難易度が上がるほど受給の割合は若干上がるが「家計H」では逆の傾向が若干見られ、選考方法が異なることが示唆される。

表 3-6 学費援助類型別 入試難易度×家計年収層間における学費援助の状況（公立）

学費援助カテゴリごと					指数				
公立援助全体	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体	公立援助全体	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体
難易度H	71.5%	50.0%	28.4%	44.6%	難易度H	1.31	0.91	0.52	0.82
難易度M	79.6%	58.7%	38.1%	55.8%	難易度M	1.46	1.07	0.70	1.02
難易度L	81.2%	64.2%	38.3%	60.0%	難易度L	1.48	1.17	0.70	1.10
家計ごと全体	78.7%	59.0%	35.3%	54.7%	家計ごと全体	1.44	1.08	0.65	1.00
公立複数支援	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体	公立複数支援	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体
難易度H	30.9%	6.3%	2.1%	8.2%	難易度H	2.94	0.60	0.20	0.78
難易度M	25.2%	7.0%	3.1%	9.3%	難易度M	2.40	0.67	0.30	0.89
難易度L	33.1%	11.7%	1.7%	13.0%	難易度L	3.15	1.11	0.16	1.24
家計ごと全体	29.8%	8.9%	2.3%	10.5%	家計ごと全体	2.84	0.85	0.22	1.00
公立第1種	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体	公立第1種	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体
難易度H	22.8%	15.7%	4.2%	12.2%	難易度H	1.75	1.21	0.32	0.94
難易度M	21.2%	13.5%	4.6%	12.0%	難易度M	1.63	1.04	0.35	0.92
難易度L	21.3%	15.9%	6.9%	14.3%	難易度L	1.64	1.22	0.53	1.10
家計ごと全体	21.6%	15.1%	5.3%	13.0%	家計ごと全体	1.66	1.16	0.41	1.00
公立第2種	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体	公立第2種	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体
難易度H	11.4%	23.2%	19.4%	20.0%	難易度H	0.41	0.84	0.70	0.72
難易度M	29.2%	35.0%	27.4%	31.3%	難易度M	1.05	1.26	0.99	1.13
難易度L	23.2%	33.9%	25.7%	29.4%	難易度L	0.84	1.22	0.93	1.06
家計ごと全体	23.0%	31.7%	24.4%	27.7%	家計ごと全体	0.83	1.14	0.88	1.00
公立JASSO以外	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体	公立JASSO以外	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体
難易度H	6.5%	4.8%	2.7%	4.2%	難易度H	1.86	1.37	0.77	1.20
難易度M	4.0%	3.0%	3.1%	3.2%	難易度M	1.14	0.86	0.89	0.91
難易度L	3.7%	2.7%	4.0%	3.2%	難易度L	1.06	0.77	1.14	0.91
家計ごと全体	4.3%	3.3%	3.3%	3.5%	家計ごと全体	1.23	0.94	0.94	1.00

4-3-3 私立

最後に私立を見ていく。まず全体だが、そして家計が低くなるほど値は大きくなっているが、難易度の影響力は小さい。次に内訳をみていく。「複数支援」についても難易度の影響はあまりなく、若干「家計L」の層では「難易度H」が高い。「第1種」は「家計L」において若干「難易度H」「難易度M」と「難易度L」の間に差がみられるがその他の家計の層に関しては難易度の傾向は見えづらい。「第2種」基本的には一様であり、「家計L」「家計M」の「難易度M」「難易度L」付近が一括りになっている。そして「JASSO以外」については、傾向の把握が難しい。ただ、「家計H」×「難易度H」の値がこの層の割には高いので、育英型の学費援助の影響があると考えられる。

表 3-7 学費援助類型別 入試難易度×家計年収層間における学費援助の状況（私立）

学費援助カテゴリごと					指数				
私立援助全体	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体	私立援助全体	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体
難易度H	81.7%	61.3%	39.2%	50.4%	難易度H	1.54	1.15	0.74	0.95
難易度M	80.0%	58.3%	37.8%	51.7%	難易度M	1.50	1.10	0.71	0.97
難易度L	79.1%	63.2%	38.8%	56.0%	難易度L	1.49	1.19	0.73	1.05
家計ごと全体	79.8%	61.1%	38.5%	53.2%	家計ごと全体	1.50	1.15	0.72	1.00
私立複数支援	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体	私立複数支援	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体
難易度H	30.2%	13.0%	4.7%	9.9%	難易度H	2.90	1.25	0.45	0.95
難易度M	22.4%	10.1%	4.6%	9.3%	難易度M	2.15	0.97	0.44	0.89
難易度L	24.6%	12.0%	5.8%	11.7%	難易度L	2.37	1.15	0.56	1.13
家計ごと全体	24.6%	11.5%	5.1%	10.4%	家計ごと全体	2.37	1.11	0.49	1.00
私立第1種	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体	私立第1種	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体
難易度H	20.1%	13.0%	4.8%	8.9%	難易度H	2.42	1.57	0.58	1.07
難易度M	18.4%	9.8%	4.1%	8.3%	難易度M	2.22	1.18	0.49	1.00
難易度L	13.6%	10.1%	3.4%	8.0%	難易度L	1.64	1.22	0.41	0.96
家計ごと全体	16.3%	10.5%	4.0%	8.3%	家計ごと全体	1.96	1.27	0.48	1.00
私立第2種	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体	私立第2種	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体
難易度H	21.9%	30.4%	21.4%	24.3%	難易度H	0.76	1.06	0.75	0.85
難易度M	33.6%	34.6%	23.9%	29.4%	難易度M	1.17	1.21	0.83	1.02
難易度L	34.5%	34.5%	24.3%	30.3%	難易度L	1.20	1.20	0.85	1.06
家計ごと全体	32.3%	33.8%	23.4%	28.7%	家計ごと全体	1.13	1.18	0.82	1.00
私立JASSO以外	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体	私立JASSO以外	家計L	家計M	家計H	難易度ごと全体
難易度H	9.5%	4.9%	8.3%	7.4%	難易度H	1.64	0.84	1.43	1.28
難易度M	5.6%	3.9%	5.2%	4.8%	難易度M	0.97	0.67	0.90	0.83
難易度L	6.4%	6.6%	5.3%	6.0%	難易度L	1.10	1.14	0.91	1.03
家計ごと全体	6.6%	5.3%	6.0%	5.8%	家計ごと全体	1.14	0.91	1.03	1.00

なお、本章では割愛するが、「非援助」を除外した分析を行うことによって、各層における学費援助を受けている者同士の関係を見ることで、各層での学費援助類型間の比較分析も行った。その結果、「複数支援」「第1種」は概ね難易度が高く、所得が低いところの占有率が高く、「第2種」は難易度が低く所得が高いところの占有率が高かった。この結果は附表に記した。

5. まとめにかえて

本章では、大学の学費援助の実態を、統合モデルを用いることによって、育英および奨学の視点から採用の実態を明らかにしてきた。その結果、特に明らかになったことは、以下の点である。
 ①複数の学費援助制度を利用するものが低所得層においてもはや無視できない程度にまで存在する。
 ②採用実態として、育英の視点は弱まっているのではないか。
 ③第2種は育英も奨学もどちらもあまり関連性がない制度となりつつあるのではないか。

これらの点からわかることは、近年奨学金制度も徐々にではあるが多様化しており、費用工面のためであれば、自身の状況にふさわしい学費援助制度を選択しているという学生の姿である。つまり、学生の立場からすれば単純に奨学制度の在り方について「育英か奨学か」とは言い切れない部分もでてきているのではないだろうか。つまり一つの制度に様々な基準を織り込むより単純明快な採用基準でさまざまな制度を提供し、学生に選択させたほうが、学生のニーズに応えられ、制度の運用もシンプルになるという実態を生むかもしれないということである。今回の分析では「育英」「奨学」のみに視点をおいたが、今後の課題としてはどんな制度が現存し、どのような学生が利用しているかについて、さらに検討を続けていきたい。

<文献>

小林雅之，2009，『大学進学の世界—均等化政策の検証』東京大学出版会

藤森宏明，2009，「奨学金拡大政策の帰結—誰が新たに」『神奈川大学人間科学研究年報』第3号，51-70.

第4章 学生・生徒の授業料負担および奨学金受給状況等の学校種 間比較

－看護学科の事例から－

日下田 岳史

1. 本報告の目的

本報告の目的は、学生・生徒の授業料負担額、家庭の経済力および奨学金受給状況等の学校種間比較を行い、経済的支援政策上の課題を検討することである。授業料負担額等の学校種間比較を行おうとする時、看護学科が好事例を提供してくれる。看護学科の教育課程は学校種を問わず、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき（井本, 2012: 33）、看護師養成という目的を共有している。大学・専門学校の看護学科はそれぞれ、（準）専門職養成という点において同一目的の学校でありながら、学生・生徒の授業料負担額や経済的支援施策の実態が学校種別に異なるとすれば、その違いは何によって正当化されるのだろうか。本報告のねらいは、実証データを提示することを通じてこのような論点を提示し、学生・生徒に対する経済的支援政策のあり方を検討するための基礎資料を提供することにある。

2. 使用するデータ等の概要

2-1 データ

日本学生支援機構（JASSO）による、①専門学校生を対象とする調査（2009年実施）および②大学・短大生を対象とする『学生生活調査』（2010年実施）を用いる。ただし、ワーディングの詳細およびサンプリング方法がそれぞれ異なるため、授業料等の厳密な学校種間比較に資するデータとは言えない。当該2種類の調査は、授業料等の学校種間比較を目的に設計されたわけではないから、それは仕方のないことだろう。使用可能なデータは限定されており、使用可能なデータの中では代表性が最も高いと考えられる。

2-2 日本学生支援機構の調査設計

調査①は、日本学生支援機構が奨学金の貸与対象として認定した学科に在籍する生徒（専攻科生および留学生は除く）の1/10が抽出されている。ただし、場合によっては生徒全員に調査票を配布してもよいこととされている。

他方、調査②は、大学学部および短期大学本科の学生（休学者及び外国人留学生は除く）を対象とするもので、学生の抽出率は設置者別、昼間部・夜間部別に異なっている。このため、同調査大学版の使用においては、抽出率を用いてケースの重み付けを行うか、サンプルを設置者別、昼間部・夜間部に分割するかの、いずれかの方法を用いて分析を進める必要があるが、ここでは後者の方法を採用することにする。学校設置者ごとの授業料負担額等の違いから、興味深い知見が得られると期待されるためである。

2-3 学生・生徒の抽出

調査票における学科分類が少々粗いため、看護学科の学生・生徒のみを厳密に抽出することは、残念ながらできない。そこで、次のような対応を行う。

専門学校生の場合、医療（看護を含む）学科の3年生の女子の多くは、看護学生によって占められていると推測される。そのため、専門学校看護学科の生徒を代表するサンプルとして、調査①の医療（看護を含む）学科の3年生女子（22歳以下）に注目することにする。しかし、当該サンプルの中には、例えば理学療法士や歯科技工士等の医療職養成課程に通う者も含まれているはずである。さらには、在籍生の昼間部・夜間部の区別がない。このようなデータの限界があるものの、現在使用しうるサンプルの中では、もっとも代表性の高いものと見なして差し支えないだろう。

比較対象となるべき大学の看護学生を代表するサンプルとしては、調査②の看護・保健系学科の3年生女子（昼間部、22歳以下）を使用する。

なお、大学・専門学校の双方について、3年生女子の中でも22歳以下の者に対象を限定しているため、以下の分析に用いるサンプルは、高校卒業後直ちに大学等に進学した者（浪人生を含む）から構成されていると仮定しても、問題ないだろう。

3. 学校種間比較（2009～2010年）

3-1 実際に支払った授業料等

表4-1 1年間の授業料（千円、22歳以下の3年生女子）

		専門学校 医療関係学科 (2009年)		大学（昼間部） 看護・保健系学科 (2010年)		
		公立 (n=221)	私立 (n=941)	公立 (n=97)	私立 (n=54)	国立 (n=27)
授業料（注）	5%トリム平均	165	571	510	1,107	522
	中央値	143	500	536	1,000	536

（注）今年度分として実際に支払った額。

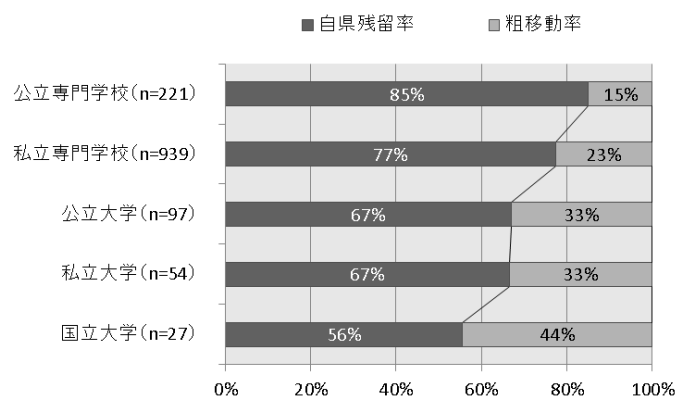
（※）表示額は、物価指数で調整されていない。

実際に支払った授業料について低い順に学校種を並べると、公立専門<私立専門≒公立大学≒国立大学<私立大学という順序になる。卒業までに必要な授業料について低い順に学校種を並べると、専門学校は3年、大学は4年間だから、公立専門<私立専門<公立大学≒国立大学<私立大学となる。

卒業するまでの授業料は、公立専門学校の場合、143千円/年×3年=429千円で済むのに対し、最も高い私立大学になると、1,000千円/年×4年=4,000千円かかる。私立大学では毎年度、施設整備費の納入が求められるのが一般的だから、授業料を含む学生納付金一式は4,000千円を超える。公立専門学校に比較して、概算で10倍もの直接負担が求められている。表には示されていないが、私立大学に進学する場合、専門学校進学時に比して就学期間が1年間長く、その分に係る放棄所得、つまり看護師としての年収1年分を放棄するという間接負担が存在することも、忘れてはならない。

私的な費用負担は、授業料に留まらない。住宅・光熱費もまた、大きな支出費目である。もともと、住宅・光熱費は、進路に関わらず支出を要するものだから、学生・生徒に対する経済的支援施策のあり方を検討する時の論点に含めることには異論があるかもしれない。しかし、その絶対額は無視できるほど少額ではないし、自宅から通学可能な範囲に教育機会があるかどうかは、進路選択上、重要である。ただし、住宅・光熱費の分析においては地域差を考慮する必要があり、その煩雑さを避けるため、ここでは、生徒・学生の進学に伴う粗移動率（県間移動率）と、進学後の居住形態の分布を確認しておきたい。

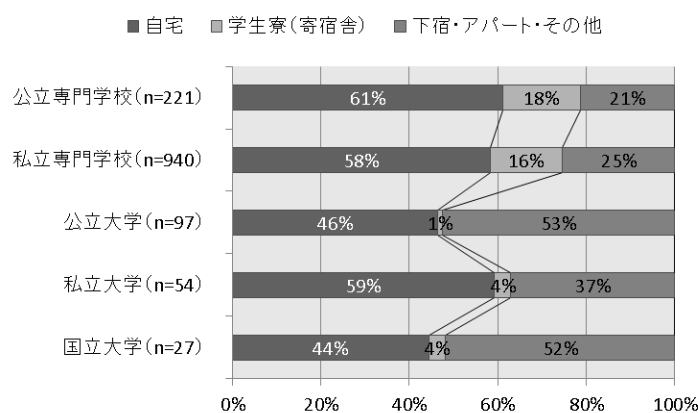
図4-1 進学に伴う粗移動率と自県残留率（22歳以下の3年生女子）



分布の差の検定 ($\chi^2 = 23.635, V = .133, n = 1338, p = .000$)

図4-1が示すように、公立・私立専門学校への進学に際して、県間移動を経験した者は比較的少ない。他方、国立大学への進学に伴って、県間を移動した者は44%と、半数に迫る勢いである。公立・私立大学は、両者の中間的な位置にある。

図4-2 今住んでいるところ（22歳以下の3年生女子）



分布の差の検定 ($\chi^2 = 59.577, V = .149, n = 1339, p = .000$)

その結果、図4-2にあるように、公立・私立専門学校の生徒で自宅から通学している者は約60%で、比較的高い比率を示している。学生寮に住む者の比率が高いことも見逃せない。大学を見てみると、国公立は自宅から通学している者の比率が比較的低く、私立は自宅から通学している者が多く、専門学校とほとんど差がない。私立大学は授業料負担が重く、離家に伴う住居・光熱費の追加的支出が困難な者の存在が浮かび上がっている。

専門学校および大学の授業料等について、その平均像は、以下のようにまとめることができる⁽²¹⁾。専門学校は、授業料が低廉であり、進学時に離家を必要とせず、地理的な意味で離家せざるを得ないとしても、学生寮が比較的充実しているため住宅・光熱費の追加的な支出をそれほど要さない。生徒の私的な費用負担を抑制するものと見てよいだろう。

他方、大学はどうだろうか。国公立大学の授業料は、一年間分だけ見れば、私立専門学校と変わらない。しかし、就学年数および放棄所得を考えれば、国公立大学の授業料のほうが明らかに高い。それに加えて、大学所在地の関係で、進学時に地理的な意味で離家を余儀なくされる場合があることから、住居・光熱費の追加的な支出がありうる。私立大学になると、授業料負担はきわめて重い。私立大学の粗移動率は専門学校よりも高く、出身県外へ進学する者も少なくない。しかし、居住形態で見ると、自宅からの通学者比率が専門学校並みであることから、住居・光熱費の追加的な支出が難しく、通学が遠距離に渡る者の存在が浮かび上がる。詳細な数値は省略するが、通学費支出額が最も高いのが、私立大学の学生となっている。

⁽²¹⁾ ここで述べるものはあくまでも平均像であって、個別具体には平均像と異なる事例も当然あるだろう。

3-2 家庭の経済力

家庭から生徒・学生への給付額を低い順に並べると、公立専門<私立専門≒公立大学<国立大学<私立大学となる。これは、授業料の低い順と概ね同じであり、授業料は家庭が負担しようとする意思の表れではないだろうか。

最新のデータではないが、東京大学大学院教育学研究科大学経営政策・研究センターが2005年に調査を実施して取得した、高校3年生本人およびその保護者の無作為抽出サンプルによれば、「(大学や専門学校を)卒業までの学費・生活費は親が負担するのが当然だ」と考える保護者は48.0%、「学費は親が出すが、生活費は子どもがある程度負担すべきだ」と考える保護者は59.6%を占めている(同センターウェブサイト)。表4-1に示した授業料と合わせれば分かるように、家庭からの給付額は、どの学校種においても授業料を上回る。平均的にみて、授業料は家庭からの給付によって賄われていると言える⁽²²⁾。

表4-2 家庭からの給付額と世帯収入(千円、22歳以下の3年生女子)

		専門学校 医療関係学科(2009年)		大学(昼間部) 看護・保健系学科(2010年)		
		公立 (n=221)	私立 (n=941)	公立 (n=97)	私立 (n=54)	国立 (n=27)
家庭からの給付(A)	5%トリム平均	338	729	724	1,464	887
	(注) 中央値	245	600	631	1,543	856
世帯全員の収入合計(B)	5%トリム平均	5,930	5,610	6,324	7,937	7,124
	中央値	6,000	5,300	6,000	7,500	7,300
【参考】A/B(%) ⁽²³⁾	5%トリム平均	5.7%	13.0%	11.4%	18.4%	12.5%
	中央値	4.1%	11.3%	10.5%	20.6%	11.7%

(注) 家庭が支払った授業料を含む。

(※) 表示額は、物価指数で調整されていない。

しかし、世帯全員の収入合計が代理するところの家計の豊かさは、学校種間により異なる。進学資金を市場から無制限に調達できるわけではない。よって、家庭の経済力が進学機会に影響を与える。例えば、授業料負担の重い私立大学生の家庭の経済力が、他の学校種の生徒・学生に比

⁽²²⁾ 授業料以外の費用を含む学生生活費全体を家計が賄うことができている、と述べているわけではない。

⁽²³⁾ 総務省『全国消費実態調査』は、国公立大学生のいる世帯、私立大学生のいる世帯別に、家計収支を集計している。2009年に実施された同調査の結果から、「二人以上の世帯」の「平均」年間収入階級を利用して、1カ月あたり教育関係費×12/年間収入を計算したところ、前者の世帯は13.9%、後者の世帯では18.3%となった。これらの比率意味するところが、この表に示す比率と概ね同じだと考えれば、当該表の典拠資料である『学生生活調査』の信頼性に大きな問題はないものと考えてよいだろう。

して高いということは、今さら指摘するまでもないのかもしれない。とはいえ、子弟が私立大学に通う家計の場合、世帯全員の収入合計に対する家庭給付額の比率は18～20%にのぼる。進学費用がきわめて重い経済的負担となっていることは、改めて指摘しておくべきだろう。

他方、国立・公立大学を見ると、次のようなことが浮かび上がる。国立・公立大学の授業料はほぼ同額で（表4-1）、居住形態の分布もあまり変わらない（図4-2）。学生生活費は授業料と住居・高熱費が大きな割合を占めることを考えれば、国立・公立大学への進学に要する負担額は、ほぼ同じと言ってよいだろう。しかし、家庭の経済的豊かさは、国立大学と公立大学との間で、差が見られる。中央値で見ても、5%トリム平均値で見ても、国立大学の家計水準は私立大学に近く、公立大学の家計水準は専門学校に近い。国立大学への進学機会は、私的負担額が同等の公立大学への進学機会に比して、高収入層へと偏っていることが示唆される。

3-3 奨学金の受給状況

(ア) 日本学生支援機構の奨学金の受給状況

仮に授業料を家庭が全額負担するとしても、授業料以外の費用も発生する。そのような費用まで含む学生生活費全体を家庭が負担する場合もあるだろうが、日本学生支援機構から資金を借り入れることも可能である。

日本学生支援機構の奨学金には、第一種と第二種がある。第一種は、明確な学力基準があり、さらには家庭の収入・所得の上限額の目安が示されている。第二種にも学力基準はあるが、第一種と違って、高校等の成績の評定値が具体的に示されているわけではなく、家庭の収入・所得の上限額の目安も緩やかに設定されていることから、希望者はほぼ確実に貸与が見込まれる。第一種および第二種とも貸与型奨学金であり、返還が必要である。ただし、第一種は無利子であるのに対して、第二種は有利子であるという違いがある。なお、特定の職種に就いた場合に返還が免除されるということはない。

表4-3 日本学生支援機構の奨学金の受給状況（22歳以下の3年生女子）

	専門学校 医療関係学科				大学（昼間部） 看護・保健系学科					
	公立		私立		公立		国立		私立	
第一種奨学金のみ受けている	17	11%	92	13%	19	20%	3	11%	7	13%
第二種奨学金のみ受けている	60	40%	321	46%	27	28%	11	41%	20	37%
第一種・第二種両方を受けている	2	1%	27	4%	7	7%	1	4%	1	2%
検討したが申請をやめた	9	6%	39	6%	7	7%	3	11%	6	11%
申請しなかった	59	39%	207	30%	37	38%	8	30%	20	37%
希望したが採用にならなかった	3	2%	12	2%	0	0%	1	4%	0	0%
合計	150	100%	698	100%	97	100%	27	100%	54	100%

表4-3は、日本学生支援機構の奨学金の受給状況を、奨学金種別に示したものである。第一種のみ受給、第二種のみ受給、第一種・第二種の併用受給を合わせると、どの学校種でも2人

に1人は日本学生支援機構の奨学金を受けていることが分かる。奨学金の借入れが一般化している様子うかがわれる。

(イ) 日本学生支援機構以外の奨学金の受給状況

わが国で奨学金を支給しているのは、日本学生支援機構だけではない。学校独自の奨学金があったり、地方自治体や財団法人等が奨学金制度を実施している場合がある。日本学生支援機構の奨学金は返還が必要であるのに対して、日本学生支援機構以外の奨学金には、給付型、条件付き給付型、貸与型など、様々な種類がある。

表4-4より、専門学校生のほうが、日本学生支援機構以外の奨学金の受給者の比率がやや高めとなっていることが分かる。専門学校では、およそ2割の生徒が、当該奨学金を受けているようだ。

表4-4 日本学生支援機構以外の奨学金の受給状況（22歳以下の3年生女子）

	専門学校 医療関係学科				大学（昼間部） 看護・保健系学科						
	公立		私立		公立		国立		私立		
受けている	47	22%	175	19%	給付奨学金を受けた	4	4%	1	4%	3	6%
					貸与奨学金を受けた	4	4%	3	11%	4	7%
					給付・貸与の両方を受けた	0	0%	0	0%	0	0%
受けていない	168	78%	747	81%	申請したが不採用になった	1	1%	0	0%	1	2%
					希望するが申請しなかった	9	9%	5	19%	6	11%
					必要なかった	79	81%	18	67%	40	74%
合計	215	100%	922	100%	合計	97	100%	27	100%	54	100%

続いて、日本学生支援機構以外の奨学金の性質を確認していきたい。データの限界のため、学校種間の比較はできないが、専門学校看護学科の生徒が受ける奨学金の姿がデータから浮かび上がっている。

表4-5 日本学生支援機構以外の奨学金の支給者（22歳以下の3年生女子、複数回答）

	専門学校 医療関係学科 (2009年)	
	公立	私立
学校で実施している奨学金	12	100
地方公共団体で実施している奨学金	27	31
民間で実施している奨学金	3	23
その他	8	19
(内数) 医療機関	7	14

表4-5は、奨学金の支給者を示している。公立専門学校の場合、学校設置者が地方公共団体

なのだから、「学校で実施している奨学金」は、「地方公共団体で実施している奨学金」と実質的に同じだと見なしてよいだろう。最頻値は、「地方公共団体で実施している奨学金」となっている。私立専門学校の場合、最頻値は「学校で実施している奨学金」である。公立・私立を問わず、学校設置者が支給する奨学金が一般的である様子がうかがわれる。また、医療機関が奨学金を支給している場合が散見されることも、注目に値する。

それらの奨学金は日本学生支援のものと同様、すべて貸与制かといえば、そうでもない。受給者数から見て三分の一は給付制となっていることが分かる（表4-6）。

表4-6 日本学生支援機構以外の奨学金の貸与・給付の別（22歳以下の3年生女子）

	専門学校 医療関係学科 (2009年)			
	公立		私立	
貸与	27	59%	96	56%
給付	15	33%	56	33%
その他	4	9%	20	12%
合計	46	100%	172	100%

奨学金の採用基準を見ると（表4-7）、公立・私立ともに、最頻値を取るのが「特定の職種につく」という条件となっている。日本学生支援機構にはこのような基準はないし、特定の職種へ就業した場合に返還が免除されるという制度もない。

看護師を志す専門学校生に支給される奨学金の代表的な姿は、学校設置者によって支給されるもので、看護師として就業することが採用基準となることが多く、給付制も一部見られるが主流をなすのは返還が必要な貸与制、という形にまとめることができる。医療現場の必要に応じて看護学校が設置、看護師が養成されるという姿が、このような奨学金のありように投影されていると言ってよいだろう。

表4-7 日本学生支援機構以外の奨学金の採用基準（22歳以下の3年生女子、複数回答）

	専門学校 医療関係学科 (2009年)	
	公立	私立
家計（収入）	14	54
スポーツ・芸術など	0	0
学業成績	12	38
特定の職種につく	37	106
その他	1	14
（内数）希望者全員（学生なら受給可、なし）	1	7
母子家庭	0	2

4. 看護職養成の大学に伴う国立セクター進学層の変化（1990 年度、2010 年度）

わが国にはかつて、医療技術短期大学部を持つ国立大学がいくつかあった。それが、1990 年代から始まった看護職養成の大学化を受けて、医学部保健学科等に移行し、四年制化した。1990 年と 2010 年の『学生生活調査』の結果を比較することで、短期大学の四年制化に伴う影響をうかがうことができる。

表 4-8 は、1990 年の国立短大と、2010 年の国立大学の授業料等を比較して示すものである。国立短大について、看護学科のみを抽出することができないという限界がある。このため、22 歳以下の 3 年生女子に着目することで看護学生を代表するサンプルが得られるものと仮定する。なお、表示額は消費者物価指数（2005 年基準）で実質化されたものである。

表 4-8 1 年間の授業料、家庭給付額および世帯収入（千円、22 歳以下の 3 年生女子）

		国立短期大学（昼間部） その他の学科（注 3）		国立大学（昼間部） 看護・保健系学科	
		1990 年		2010 年	
授 業 料	5%トリム平均	217		524	
	（注 1）中央値	233		538	
家 庭 か ら の 給 付	5%トリム平均	883		890	
	（注 2）中央値	871		859	
世 帯 全 員 の 収 入 合 計	5%トリム平均	6,459		7,153	
	中央値	6,376		7,329	

（注 1）今年度分として実際に支払った額。

（注 2）家庭が支払った授業料を含む。

（注 3）「その他の学科」の 3 年生女子は、看護学科を代表していると仮定している。

（※）表示額は、消費者物価指数（2005 年基準）で調整された実質価格である。

1 年あたりの授業料は、20 年間で倍増した。世帯全員の収入合計はおよそ 1,000 千円増加しており、国立セクターへの進学層は全体的に見て富裕化していることが分かる。しかしながら、家庭からの給付額も増加したかといえば、ほとんど変わっていない（表 4-8）。家庭からの給付のみで修学可能な者は、67%から 37%に減少している（表 4-9）。この 20 年間で、日本学生支援機構の貸与型奨学金制度は大幅に拡充された。家庭からの給付増なき国立セクター進学は、このことで実現された可能性を指摘できる。この結果は、国立大学に奨学的役割を果たすことが期待されているとすれば、必ずしも積極的に評価することができないものと言える。

表 4-9 家庭からの給付と修学の関係 (22 歳以下の 3 年生女子)

	国立短期大学 (昼間部) その他の学科		国立大学 (昼間部) 看護・保健系学科	
	1990 年度		2010 年度 (22 歳以下のみ)	
家庭からの給付のみでは修学継続困難	61	6%	10	37%
家庭からの給付のみでは修学不自由	259	25%	6	22%
家庭からの給付のみで修学可能	699	67%	10	37%
家庭からの給付はない	20	2%	1	4%
合計	1039	100%	27	100%

分布の差の検定 (フィッシャーの正確確率検定、 $p = .000$)

5. 議論

本報告は、看護学科に着目して、学生・生徒の授業料負担額等の学校種間比較を行った。(準)専門職養成という点において同一の目的を持つ学校種間を比較することが、ポイントとなっている。分析の主な結果は次の通りである。第一に、実際に支払う授業料額には大きな学校種間格差がある(およそ 10 倍)。第二に、実際に支払う授業料が最も高い私立大学に子弟が通う家計の場合、家庭から学生に対する給付額は、世帯全員の収入合計額の 18~20%に相当する。第三に、国立大学への進学機会は、私的負担額が同等の公立大学への進学機会に比して、高収入層に偏っている可能性がある。第四に、日本学生支援機構奨学金の借入は一般化しており、どの学校種においてもおよそ 2 人に 1 人が奨学生である。別の見方をすれば、学校種間で授業料負担額が大きく異なるにも関わらず、奨学生の比率に学校種間の差がないということは、結果として経済的支援施策に学校種格差が生じていると言えるのではないか。第五に、1990 年代以降に生じた短期大学の四年制化は、国立大学に期待される奨学的役割という観点から、必ずしも積極的に評価できるものではない。

このように、(準)専門職養成という点に照らして同一目的の学校種間で、学生・生徒の授業料負担額や経済的支援施策等の実態が異なる様子を確認することができた。この違いが、大学・短期大学・専門学校の目的の違いによって正当化されるとすれば、特段の問題はないのかもしれない。そのような正当化の可否について詳細な検討を加えることは、本報告の範囲を大きく超えるため論点として提起するに留めるが、重要な課題だと思われる。

＜付記＞

本報告は、日本教育社会学会第 65 回大会（2013 年 埼玉大学）における口頭発表「看護師養成費用の私的負担額等の学校種間比較—看護師養成の大学化を巡る諸課題—」を改題し、内容に加筆・修正を施したものである。

＜文献＞

東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター ウェブサイト 「高校生調査」

<http://ump.p.u-tokyo.ac.jp/crump/cat77/cat81/> （2014/3/12 確認）。

井本佳宏, 2012, 「看護師養成の大学化の進展とその課題」, 橋本鉦市編『日本的な専門職コンピテンシー抽出と質保証システム構築のための横断的分析』2009 年～2011 年科学研究費補助金・挑戦的萌芽研究最終報告, 32-40。

総務省 『全国消費実態調査』。

第5章 延滞の発生と継続の状況

～平成24年度 奨学金の延滞者に関する属性調査結果から～

島 一則

1. はじめに

本稿では、日本学生支援機構によって実施された「奨学金の返還に関するアンケート調査」に基づいて報告された「奨学金の延滞者に関する属性調査結果」（平成24年度）に踏まえて、当該調査結果では必ずしも十分に検討・解説がなされていない延滞の発生とその継続の実態について紹介をしていくこととする。

2. 奨学金の延滞にはどのような背景が存在するのか

表5-1 だれに奨学金の申請を勧められたか

区分	延滞者		無延滞者	
	人数	割合	人数	割合
親(または祖父母等の家族、親戚)	980	43.6	1,053	75.5
学校の先生や職員	1,045	46.4	260	18.7
友人・知人	199	8.8	73	5.2
その他	26	1.2	8	0.6
計	2,250	98.8	1,394	99.4
無回答	13	-	2	-

(注)「奨学金の申請を勧められたか」において「勧められた」と回答した者への質問。

表5-1は、奨学金延滞者と無延滞者が奨学金を申請するにあたってだれに進められたのかについて回答をまとめたものである。この表から読み取れることは、延滞者において「学校の先生や職員」とする回答が多くなっていることが明らかになる。ここからは、親などの奨学金情報が不足する中で、学校の教員や職員による申請の紹介に関しては、教員そのものの奨学金の返却必要性について認識が相対的に低い可能性があり、紹介の段階での「借りる」「返す」の情報ウエ

イトにアンバランスがある可能性が示唆される。このことは延滞発生の第一問題発生時点と捉えることが出来るかもしれない。仮にそうであれば教員による奨学金の返却必要性に関する周知徹底が今後検討されなければならないであろう。

次に、奨学金申請時の書類作成者についてみていく(表5-2)。ここから明らかになることは、延滞者で「奨学生本人」とする比率が無延滞者に比べて20%程度低く、「親(または祖父母等の家族)」とする比率が約20%程度高くなるということである。このことは、延滞者が、申請時において奨学金の返還義務について自覚する機会を失っている可能性を意味しており、こうした観点からは奨学金申請書類の作成についての本人関与の誘導や申請時点での貸与者本人に対する返還義務の周知徹底が重要であると考えられる。

表5-2 奨学金申請時の書類作成者

区分	(単位:人・%)			
	延滞者		無延滞者	
	人数	割合	人数	割合
奨学生本人	1,437	37.5	1,431	57.9
親(または祖父母等の家族)	1,453	37.9	474	19.2
本人と親等	708	18.5	532	21.5
わからない	229	6.0	33	1.3
その他	7	0.2	3	0.1
計	3,834	100.0	2,473	100.0
無回答	39	-	4	-

次に、「返還義務をいつしたか」とする問いに対する回答状況を延滞者と無延滞者で比較してみる(表5-3)。ここから明らかになることは、延滞者に関して返還義務についての認識の遅滞が生じていることが明確になる。より具体的には、貸与手続きを行う前で「していた」とする回答は、延滞者で54.7%であるのに対して、無延滞者では90.6%に達しており、その差は約36%に達している。また無延滞者は「貸与中」の時点で97.5%が返還義務について認識している一方で、延滞者ではこの値が73.0%に留まっている。また延滞者については、「貸与終了時」「貸与終了後～返還開始前」「返還開始～督促前」「延滞督促を受けてから」を合わせると20.1%に上がることが明らかになった。こうした観点からは、繰り返しになるが、申請段階での返還義務についての本人認識の涵養と段階ごと返還義務の啓発の強化が必要になるものと考えられる。

表 5-3 奨学金返還義務についての認識の遅滞

(単位:人・%)				
区分	延滞者		無延滞者	
	人数	割合	人数	割合
貸与手続きを行う前	2,073	54.7	2,240	90.6
貸与手続中	477	12.6	123	5.0
貸与中	219	5.8	48	1.9
貸与終了時	150	4.0	13	0.5
貸与終了後～返還開始前	174	4.6	20	0.8
返還開始～督促前	132	3.5	6	0.2
延滞督促を受けてから	308	8.1	4	0.2
わからない	224	5.9	17	0.7
その他	35	0.9	2	0.1
計	3,792	100.0	2,473	100.0
無回答	81	-	4	-

3. 奨学金の延滞者はどのような人々でどのような意識を有しているか

以下では奨学金返還の延滞者とはどのような状況にある人達なのかについて見ていく。表 5-4 と表 5-5 は、それぞれ延滞者と無延滞者の学種別の職業内訳である。この両表を引比較して見えてくるのは、学種によらず延滞者においては、「常勤社(職)員」の比率が無延滞者に比較して明確に小さくなっている。「高等学校」においては 38%ほど無延滞者に比較して低い値となっている。その一方で、「無職・失業中/休職中」などは無延滞者で 21%ほど高くなっている。これらの点も含めて、延滞者において不安定雇用者・失業者の比率が無延滞者に比べて高くなっていることがわかる。

表 5-4 学種別職業比率（延滞者）

		(単位:人・%)															
学種	職業	高等学校		高等専門学校		短期大学		大学		大学院		専修学校 (専門課程)		専修学校 (高等課程)		計	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
	常勤社(職)員	271	27.9	9	52.9	71	24.3	740	42.9	56	30.3	189	33.6	5	26.3	1,341	35.6
	常勤社(職)員(雇用期限がある)	57	5.9	0	0.0	27	9.2	112	6.5	10	5.4	40	7.1	1	5.3	247	6.6
	非常勤社(職)員(週あたりの勤務時間が短く、雇用期限がある)	166	17.1	1	5.9	53	18.2	218	12.7	40	21.6	84	14.9	6	31.6	568	15.1
	派遣社員	60	6.2	1	5.9	20	6.8	115	6.7	8	4.3	48	8.5	1	5.3	253	6.7
	自営/家業	46	4.7	0	0.0	6	2.1	128	7.4	27	14.6	21	3.7	1	5.3	229	6.1
	学生(留学を含む)	9	0.9	0	0.0	2	0.7	20	1.2	1	0.5	3	0.5	0	0.0	35	0.9
	専業主婦(夫)	113	11.6	1	5.9	43	14.7	73	4.2	5	2.7	33	5.9	1	5.3	269	7.1
	無職・失業中/休職中	195	20.1	5	29.4	53	18.2	272	15.8	34	18.4	123	21.9	3	15.8	685	18.2
	その他	53	5.5	0	0.0	17	5.8	45	2.6	4	2.2	21	3.7	1	5.3	141	3.7
	計	970	100.0	17	100.0	292	100.0	1,723	100.0	185	100.0	562	100.0	19	100.0	3,768	100.0

表 5-5 学種別職業比率（無延滞者）

		(単位:人・%)															
学種	職業	高等学校		高等専門学校		短期大学		大学		大学院		専修学校 (専門課程)		専修学校 (高等課程)		計	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
	常勤社(職)員	39	65.0	8	61.5	103	57.5	928	64.9	309	66.2	205	63.9	0	-	1,592	64.5
	常勤社(職)員(雇用期限がある)	6	10.0	3	23.1	9	5.0	90	6.3	37	7.9	21	6.5	0	-	166	6.7
	非常勤社(職)員(週あたりの勤務時間が短く、雇用期限がある)	3	5.0	0	0.0	20	11.2	102	7.1	46	9.9	36	11.2	0	-	207	8.4
	派遣社員	2	3.3	0	0.0	5	2.8	35	2.4	3	0.6	7	2.2	0	-	52	2.1
	自営/家業	2	3.3	0	0.0	3	1.7	39	2.7	18	3.9	8	2.5	0	-	70	2.8
	学生(留学を含む)	0	0.0	2	15.4	2	1.1	74	5.2	14	3.0	8	2.5	0	-	100	4.0
	専業主婦(夫)	4	6.7	0	0.0	22	12.3	74	5.2	12	2.6	15	4.7	0	-	127	5.1
	無職・失業中/休職中	3	5.0	0	0.0	11	6.1	78	5.5	26	5.6	18	5.6	0	-	136	5.5
	その他	1	1.7	0	0.0	4	2.2	10	0.7	2	0.4	3	0.9	0	-	20	0.8
	計	60	100.0	13	100.0	179	100.0	1,430	100.0	467	100.0	321	100.0	0	-	2,470	100.0

さらに、本人の年収を延滞者と無延滞者で比較してみる（表 5-6）。ここからは総じて延滞者には低所得者が多いことがわかる。より具体的には、男女計の列に注目すると、「0 円」「1 円～100 万円未満」「100～200 万円未満」に関しては、いずれも延滞者の比率がそれぞれ約 10%ほど高く、逆に「200～300 万円未満」「300～400 万円未満」「400 万円以上」についてはいずれも無延滞者で大きくなっている。このことから、延滞者が低所得という基本的な問題に直面していることが分かる。このことは、社会的認識が必要な重要なポイントであろう。ただし、「0 円」「1 円～100 万円未満」「100～200 万円未満」などの低所得者でも無延滞を続けているものもあり、これらのものがどのような形で延滞を回避しているのかについては、稿を改めて検討する。

表5-6 本人の年収

(単位:人・%)												
区分	延滞者						無延滞者					
	男		女		計		男		女		計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0円	214	10.5	453	27.2	667	18.0	52	4.4	149	11.9	201	8.2
1円～100万円未満	304	14.9	416	25.0	720	19.4	65	5.5	162	12.9	227	9.3
100～200万円未満	496	24.3	453	27.2	949	25.6	119	10.0	271	21.6	390	16.0
200～300万円未満	515	25.3	226	13.6	741	20.0	290	24.5	357	28.4	647	26.5
300～400万円未満	298	14.6	78	4.7	376	10.2	252	21.2	196	15.6	448	18.4
400万円以上	211	10.4	40	2.4	251	6.8	408	34.4	120	9.6	528	21.6
計	2,038	100.0	1,666	100.0	3,704	100.0	1,186	100.0	1,255	100.0	2,441	100.0

さらに、延滞が始まった理由について見ていくと（表5-7）、「家計の収入が減った」「家計の支出が増えた」「入院、事故、災害等に当たったため」などの理由が挙げられている。中でも「家計の収入が減った」については8割弱のものがその理由として挙げており、延滞に至る大きな要因となっていることがわかる。こうした点についても社会的認識の醸成が必要となる。

表5-7 延滞がはじまった理由

(単位:人・%)				
区分	延滞者			
	24年度		(参考)23年度	
	人数	割合	人数	割合
忙しかった(金融機関に行くことができなかったなど)	366	9.6	406	9.9
返還を忘れていた、口座残高をまちがえていたなどのミス	370	9.7	341	8.3
家計の収入が減った	2,945	77.0	3,095	75.3
家計の支出が増えた	1,503	39.3	1,595	38.8
入院、事故、災害等に当たったため	765	20.0	729	17.7
返還するものだとは思っていなかった	138	3.6	85	2.1
その他	264	6.9	499	12.1
回答者数	3,823	-	4,111	-
(注)1.延滞が始まった理由は2つまで回答のため、合計は100%にならない。				
2.回答者数に対する割合である。				

さらに、延滞が継続している理由について、2つまで回答してもらった結果について見ていくと（表5-8）、「本人の低所得」「本人の借入金の返済」「奨学金の延滞金額の増加」「親の経済困難」などが約2割以上が停滞を継続している理由として挙げられていることがわかる。しかしながら、ここでは「2つ」まで回答してもらっているが、これらの問題は様々な形で複合的に生じていることが想定される。こうした観点からは該当したものの全てに○をつける形で回答してもらい、その問題の複合的な構造を明らかにすることが必要になるが、いずれにせよ、延滞者が多様な経済的な問題に直面していることは疑いない。

表5-8 延滞が継続している理由

区分	(単位:人・%)			
	延滞者			
	24年度		(参考)23年度	
	人数	割合	人数	割合
本人が病気療養中	249	6.6	249	6.2
本人が学生(留学を含む)	39	1.0	45	1.1
本人が失業中(無職)	699	18.5	769	19.1
本人の低所得	1,797	47.5	1,982	49.3
本人の借入金の返済	818	21.6	788	19.6
奨学金の延滞金額の増加	1,218	32.2	1,149	28.6
親の経済困難	1,317	34.8	1,425	35.5
配偶者の経済困難	218	5.8	198	4.9
家族の病気療養	277	7.3	316	7.9
忙しくて忘れていた	156	4.1	155	3.9
返還するものだとは思っていない	12	0.3	9	0.2
その他	69	1.8	153	3.8
回答者数	3,786	-	4,017	-
(注)1.延滞が継続している理由は2つまで回答のため、合計は100%にならない。				
2.回答者数に対する割合である。				

また、表は割愛するが延滞者の過半数（51.7%）が返還期限の猶予制度の存在を「知らなかった」と回答しており、同様に減額返還制度についても「あまり知らない」「知らない」と回答した延滞者を合わせると80.3%に達していることが明らかになった。こうした点からは新たためて日本学生支援機構の取組に関する広報活動の必要性が明らかになる。

最後になるが、延滞者と無延滞者が日本学生支援機構に対してどのような意識を持っているかについて見ていく（表5-9・表5-10）。これらの両表を比較すると、おおよそ返還義務認識（延滞≒無延滞）、返還負担度（延滞>無延滞）、回収強化への賛意（延滞<無延滞）、督促のきびしさについての認知（延滞>無延滞）と言った形で、両者の意識にある種の「ネジレ」が生じており、日本学生支援機構はこうした「ネジレ」に対処していくことが求められている。

表5-9 日本学生支援機構に対する意識（延滞者）

(単位:人・%)												
区分	情報提供度		返還負担度		返還義務度		回収強化度		督促のきびしさ度		給付制度必要度	
	日本学生支援機構からの情報提供は十分である		現在、奨学金の返還が負担になっている		借りたものなので必ず返さなければならない		回収は強化すべきである		延滞への対応がきびしい		給付型の奨学金が必要である	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
とてもそう思う	239	6.5	1,483	39.9	2,294	61.1	84	2.3	522	14.1	1,127	30.9
そう思う	979	26.5	1,472	39.6	1,297	34.6	333	9.0	738	19.9	978	26.8
どちらともいえない	1,540	41.7	604	16.2	133	3.5	2,350	63.4	1,685	45.4	1,302	35.7
そう思わない	641	17.3	139	3.7	22	0.6	711	19.2	681	18.4	180	4.9
まったくそう思わない	297	8.0	19	0.5	6	0.2	231	6.2	85	2.3	64	1.8
計	3,696	100.0	3,717	100.0	3,752	100.0	3,709	100.0	3,711	100.0	3,651	100.0

表5-10 日本学生支援機構に対する意識（無延滞者）

(単位:人・%)												
区分	情報提供度		返還負担度		返還義務度		回収強化度		督促のきびしさ度		給付制度必要度	
	日本学生支援機構からの情報提供は十分である		現在、奨学金の返還が負担になっている		借りたものなので必ず返さなければならない		回収は強化すべきである		延滞への対応がきびしい		給付型の奨学金が必要である	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
とてもそう思う	121	4.9	390	15.9	1,651	67.0	804	32.7	61	2.5	580	23.7
そう思う	862	35.0	623	25.3	731	29.7	802	32.6	99	4.1	686	28.0
どちらともいえない	1,004	40.8	597	24.3	60	2.4	746	30.3	1,174	48.2	882	36.0
そう思わない	386	15.7	642	26.1	14	0.6	77	3.1	703	28.9	232	9.5
まったくそう思わない	88	3.6	206	8.4	9	0.4	29	1.2	397	16.3	68	2.8
計	2,461	100.0	2,458	100.0	2,465	100.0	2,458	100.0	2,434	100.0	2,448	100.0

4. まとめ

以上についての簡単なまとめを行う。奨学金の延滞者はその申請にあたって自身の積極的な関与が無延滞者に比較して相対的に弱く、結果として奨学金の返還義務についての認知も遅い傾向にある。こうした点については申請段階から申請者本人の関与を高め、そのプロセスで返還義務についての認知を高めることが重要である。ただし、返還義務のみを強調すると奨学金の申請にネガティブな影響を及ぼすことが生じる可能性があるとともに、延滞経験者が返還猶予制度や減額返還制度などについての認知度が低いことも併せて、こうした制度についての情報提供も申請

の段階でより積極的に行うことを検討していく必要がある。また、延滞者は総じて不安定な雇用状況もしくは失業状態にある比率が無延滞者に比して高く、年間収入も低く、さらにはさまざまな経済的な理由（それ以外には病気など）により困難な状況に置かれているこうした中、延滞者は、無延滞者と同様に「借りたものは返さなければならない」という認識を持っているが、返還を負担と感じる者の比率はやはり高く、回収強化などについては消極的となっていることなどが明らかになった。こうした点についての社会的な認識の共有が、教育機会の均等理念にそった持続可能な奨学金制度を維持・継続していくうえで、必要不可欠であると考ええる。

なお、今後の課題としては、学種別の分析や低収入でありながらも延滞に陥らず返還を続けられている層についてのより詳細な分析が必要になる。

第6章 教育機会・教育費負担と所得階層の関連

小林雅之（第1、2、6、7、8節）

劉文君（第3、4、5節）

1. 本章の目的

日本社会における「格差の拡大」が懸念されるなか、教育機会の格差に対する関心も高まっている。子どもの教育費を親（家計）が負担するのは当然であるというわが国の風潮の下では、家庭の経済状況によって、教育機会、とりわけ多額の費用負担を要する大学への進学が大きく異なることは容易に想定できる。こうした家計の経済的状況による進学機会の格差の存在を、信頼に足る実証的データに基づき示したのが、東京大学大学経営・政策研究センターが実施した「全国高校生・保護者調査」（以下、CRUMP2006）による一連の研究である²⁴（小林(2008)など）。CRUMP2006 調査から7年が経過し、その間、2009年以降の雇用情勢の一段の悪化など、家計と大学進学を取り巻く社会環境には幾つかの変化が見られる。本章では、CRUMP2006 調査のデータをアップデートし直近の変化を捉えるとともに、同調査では十分に把握できていない、大学進学後に実際に要している学費（授業料、生活費）とその負担の構造（とりわけ奨学金の役割）を明らかにするために、2012年3月高卒者の保護者を対象に実施した調査²⁵（以下、保護者調査2012）と同じく2014年2月に実施した調査（以下、保護者調査2013）の結果を比較する。保護者調査2012では、CRUMP2006に比べ、格差の拡大が確認できた。しかし、CRUMP2006がかなり厳密なサンプリングに基づく全国調査であるのに対して、保護者調査2012は、ウェブモニター調査であり、サンプル数もCRUMP2006の4分の1にすぎない。そこで、保護者調査2012の結果を検証する意味で、2013年の高卒者の保護者を対象に、本事業により同様の調査を行った。これにより厳密ではないものの、3時点間の比較が可能となっている。

また、保護者調査2013では、初めて預貯金や負債など、資産と進路や教育費負担の関連を調査した。これまでの調査が所得階層を中心としたフローを対象としてきたのに対して、ストック

²⁴ この調査は、「高等教育グランドデザイン策定のための基礎的調査(文科省学術創成科学研究費)」(金子元久研究代表)の一環として、全国4,000人(男女各2,000人)の高校生と保護者を対象に2005年11月に実施した調査である。さらに2006年3月に、高校生の進路について追跡調査を行っている。ただし、保護者調査は2005年11月のみ実施した。

²⁵ この調査は、文部科学省科学研究費(基盤B)「教育費負担と学生に対する経済的支援のあり方に関する実証研究」(研究代表小林雅之)による調査である。

の差がどのように進路や教育費負担と結びついているかを明らかにするためである。

2. 保護者調査 2012 と保護者調査 2013 の概要

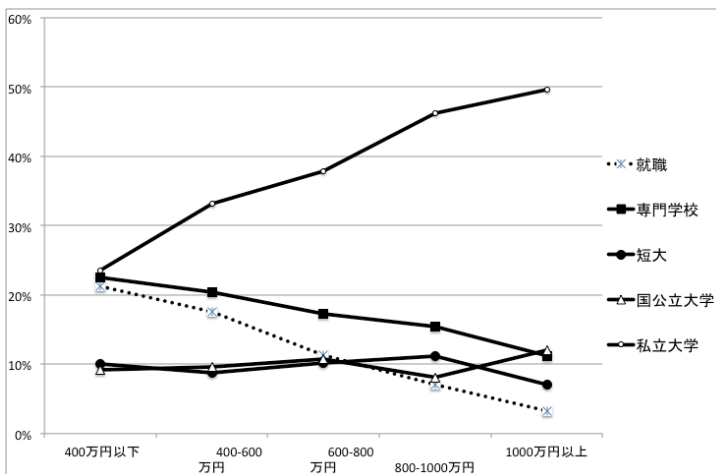
保護者調査 2012 は、NTT オンライン・マーケティング・ソリューション社が提供する「goo リサーチ」を通じて実施した。同サービスに登録しているアンケートモニタから、2012 年 3 月に高校を卒業した子どもをもつ者を抽出（プレ調査を実施）したうえで、2012 年 10 月にそれらの者を対象に本調査を行い、1,064 名から回答を得た。調査方法から明らかなように、全国の高卒者の保護者を母集団とする無作為抽出によるサンプリング調査とはいえない。学校基本調査における同年度の高校卒業後の状況と比較すると、男女ともに専門学校への進学者の比率が今回の調査ではやや低く、男子では「その他」（このうち約 8 割が受験浪人）の比率が高いこと、女子では短大への進学率が低いぶん、四年制大学への進学率が高めであること等が指摘できる。その他に、東京、神奈川、大阪など大都市圏の居住者の割合がやや高めであることも判明しているが、進路状況をみれば、Web モニタ対象の調査であるがゆえの極端な偏りが生じているわけではないとみなしてよいだろう。

2013 年度調査のサンプルは、2012 年調査と基本的には同じ NTT コムのウェブ調査 1,343 名である。当然ながら、サンプルは 1 年異なっている。ただし、NTT コムへの変更に伴い、ウェブモニターも増加したため、ウェブモニター全体も 2012 年と同じサンプルではない。学校基本調査と比較すると、進学者が多く、全体に大都市圏の居住者の割合が高いことは保護者調査 2012 と同様だが、その傾向はさらに強まっている。

このように、3 つの調査は厳密には同じサンプリングではないため、比較には留意が必要である。

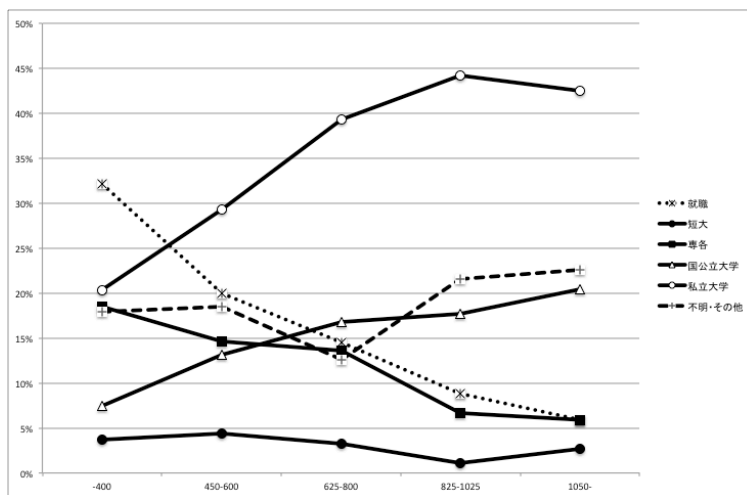
3. 家計所得と進学機会の関係

図 6-1 所得階層別高卒者の進路（CRUMP2006）



はじめに家計所得と進学機会の関連を、2006CRUMP 調査と比較して検討する。図 6-1 のように、CRUMP2006 は、大学進学機会に大きな所得階層差があることを初めて全国規模の調査で明らかにした。特に私立大学進学率は、400 万円以下の低所得層では 23.2%に対して、1,000 万円以上の高所得層では、49.0%と 2 倍以上の格差があった。これに対して、保護者調査 2012 では、図 6-2 のように私立大学進学率に関して同じように 400 万円以下の低所得層では、20.5%に対して、1,050 万円以上の高所得層では、42.5%とやはり 2 倍以上の格差が見られた。

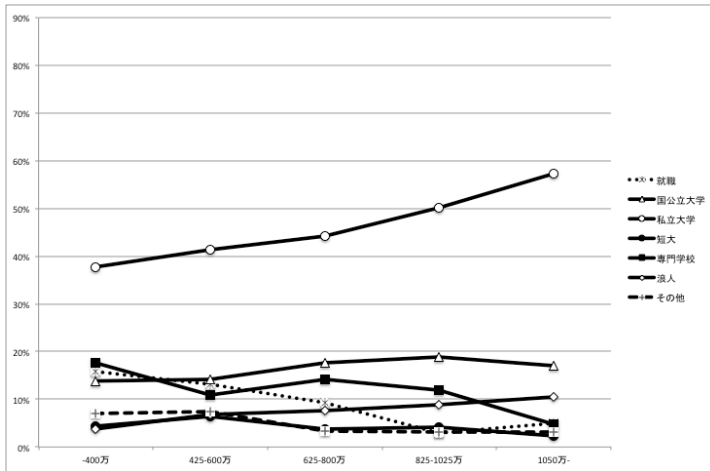
図 6-2 所得階層別進路（保護者調査 2012）



しかし、国公立大学については、CRUMP2006 と保護者調査 2012 の結果は異なっている。CRUMP2006 では、国公立大学の低所得層の進学率 9.1%に対して、高所得層は 11.9%とあまり大きな差は見られなかった。国公立大学は低所得層への高等教育機会の提供というミッションを果たしていた。しかし、保護者調査 2012 では、低所得層の国公立大学の進学率は 7.4%に対して、所得階層があがるにつれて進学率は高くなり、高所得層では、20.4%と 3 倍近い格差が生じている。これが格差の拡大を意味するのか、それともサンプリングの相違によるのかは慎重に検討する必要があるが、前者であるとすれば、国公立大学大学のミッションに関わる大きな問題だと言えよう。

先にふれたように、CRUMP2006 に比べ、保護者調査 2012 はウェブモニター調査であり、大都市圏居住者や進学者が比較的多い。このため、上記の結果を一般化するには慎重でなければならない。

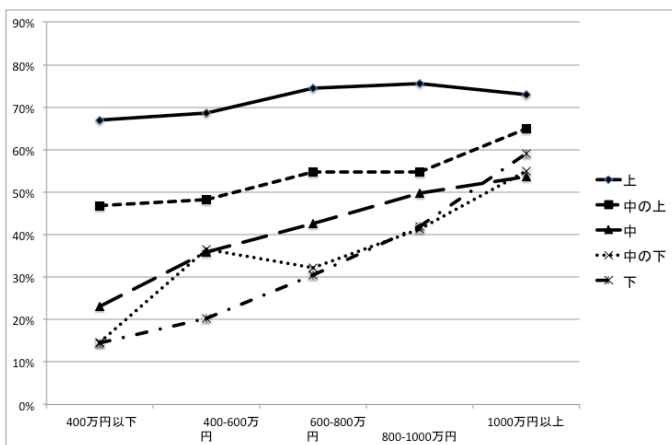
図 6-3 所得階層別進路（保護者調査 2013）



そこで、保護者調査 2013 の結果を見ると図 6-3 のように、やや国公立大学進学には階層差が見られるが、保護者調査 2012 ほどの大きな相違は見られない。ただし、所得 600 万円未満の層の進学率はやや低くなっている。このように、国公立大学進学について、格差の拡大は見られるものの、あまり大きな差ではないということもできる。さらに、調査をして検証していく必要があり、現時点では、決定的なことは言えない。

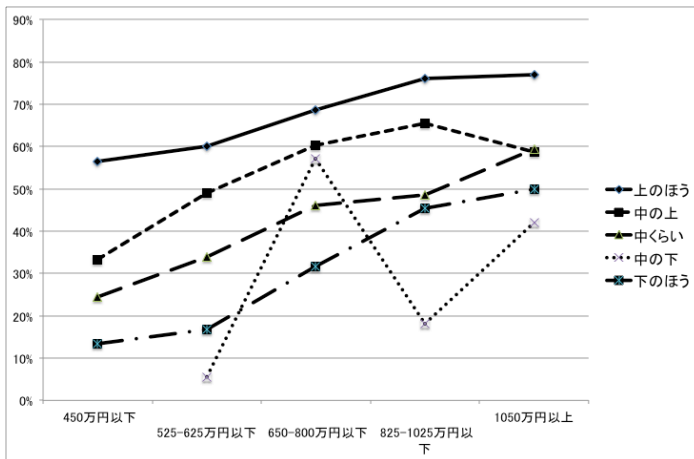
さらに、CRUMP2006 では、所得階層別大学進学率を中学校 3 年生時の成績の自己評価別にさらに詳しく見ると、図 6-4 のように、成績上位者では、4 年制大学進学率は、低所得層 67.0% に対して、高所得層 72.9% とあまり大きな差は見られず、所得階層と大学進学率の相関が見られないことが大きな特徴であった。子どもの成績が良い場合には、保護者は何とかして子どもを大学に進学させている。私はこれを「無理する家計」と名付けた。こうした「無理する家計」が日本の大学進学を支えてきた。

図 6-4 中 3 成績別所得階層別 4 年制大学進学率（CRUMP2006）



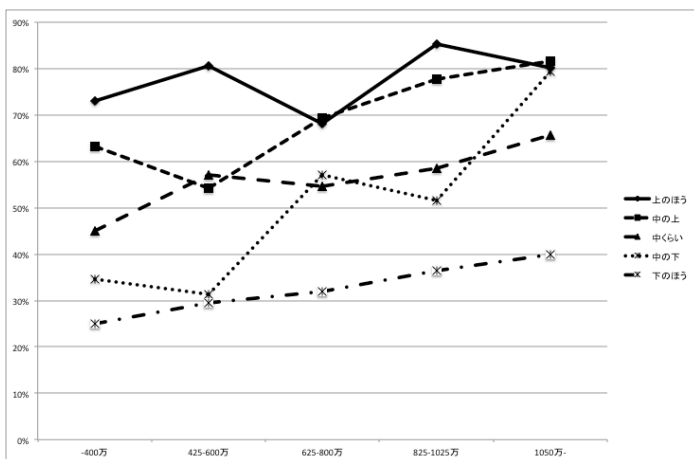
しかし、保護者調査 2012 では、図 6-5 のように、こうした関係は見られず、成績に関わらず、所得階層と進学率には強い相関関係が見られるようになった。成績上位者でも、低所得層の進学率 53.3%で、高所得層の 76.9%と 1.5 倍近い格差がある。「無理する家計」の無理が続かなくなっている可能性が示唆されたのである。なお、図で、成績が中の下の者の比率は上下しているのは、サンプル数が少ないためである。

図 6-5 中3成績別所得階層別4年制大学進学率（保護者調査 2012）



そこで、この点について、保護者調査 2013 でも確認すると、図 6-6 のように、全体としては、所得が高いほど進学率が高いという相関関係はどの成績でも見られる。中の下についても線が波を打つ傾向が見られるが、所得階層との相関が見られる。しかし、成績上位者では一定の傾向が見られず、線が波を打っている。このように、成績上位者について、保護者調査 2013 では、CRUMP2006 のフラットな傾向つまり所得階層と関連が見られないという傾向でもなく、かといって保護者調査 2012 のような明確な相関関係も見られない。

図 6-6 中3成績別所得階層別4年制大学進学率（保護者調査 2013）



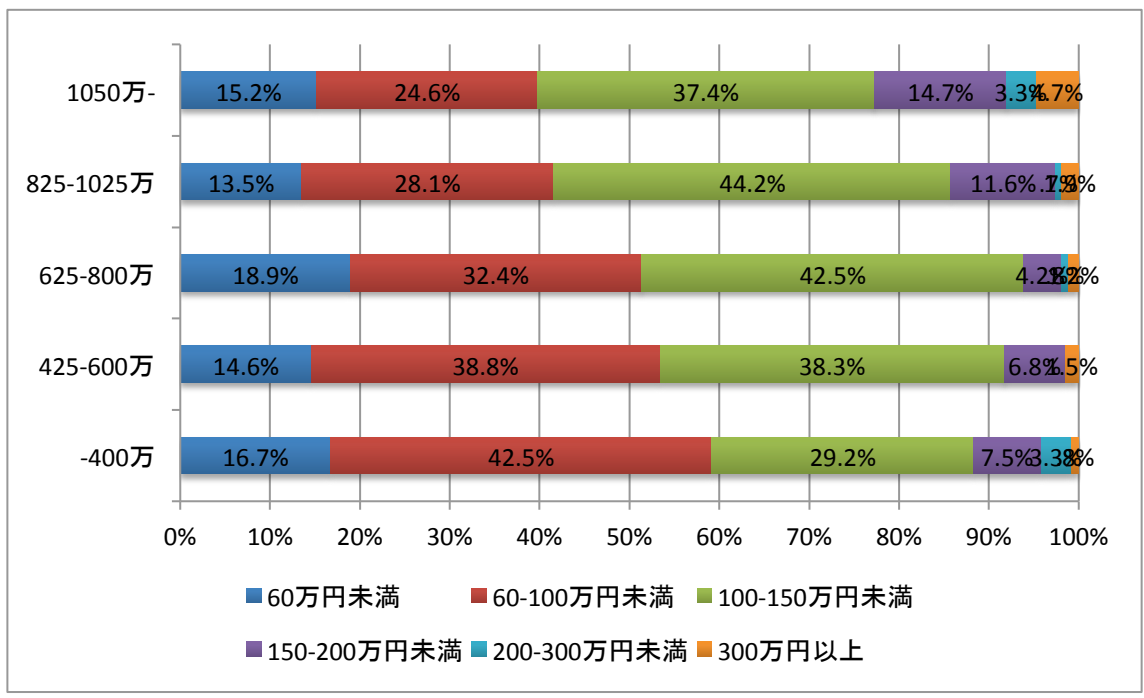
このように、保護者調査 2013 の結果は、CRUMP2006 と保護者調査 2012 と異なる傾向を見せており、進学機会の格差が拡大したかについては、決定的なことは言えないという結果となっている。これらの点を明らかにするためには、さらに、同じような検証を続けていくことが必要であろう。

4. 所得階層別の授業料と生活費負担

本節では、所得階層別（収入 5 分位）の教育費負担の実態を明らかにし、教育費負担と所得階層との関連について分析を行う。

所得の高い階層の方がより高い教育支出を行い、所得が低い階層は高い費用を負担できないため、教育機会の格差が生じることが一般的に認識されている。しかし、現実的に教育費負担は、単に経済力だけではなく、学力、教育に対する期待や、教育を受ける意欲など様々な要因と関わっている。教育負担、とりわけ授業料負担を所得階層別の実態を明らかにするために、所得階層別の実際に支出する費用だけではなく、異なる負担額の割合を調べる必要がある。

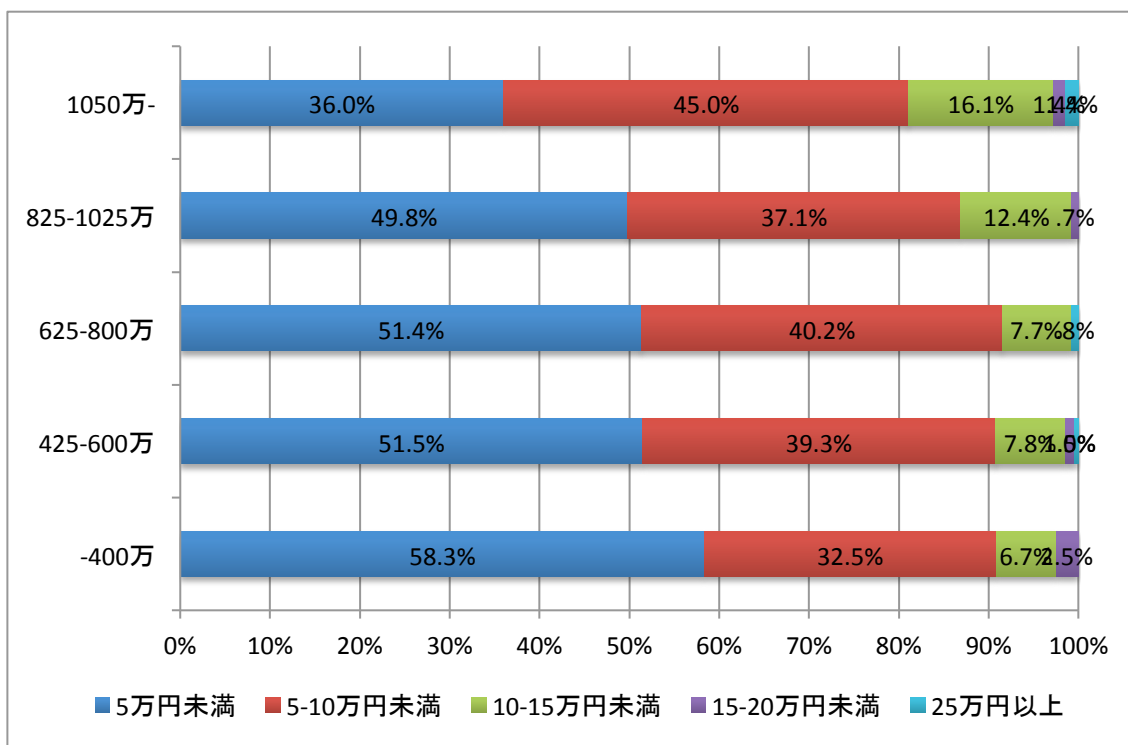
図 6-7 所得階層別授業料負担



まず図 6-7 を見てみる。授業料を大きく 100 万円（「60 万円未満」、「60-100 万円未満」）「以下」と「以上」を分けてみる際に、100 万円以下の割合は、所得が最も低い方の「400 万未満」で最も高い（16.7%、42.5%）、所得が最も高い方の「1050 万以上」で最も低い（15.2%、24.6%）、全体的に、授業料が 100 万円以下の割合と所得階層の高さと負の相関となっている。これに対して、授業料は 100 万円以上（「100-150 万円未満」、「150-200 万円未満」、「200-300 万円未満、

300万円以上)と所得階層の高さとプラスの相関となっている。所得階層が最高の「1050万以上」と最低の「400万円以下」とそれぞれ約20%の開きとなっている。教育機会均等の観点から考えれば、中・中以下(「625-800万」、「425-600万」、「400万未満」)の所得階層は、高い授業料を負担していることに注目すべきである。

図 6-8 所得階層別生活費負担



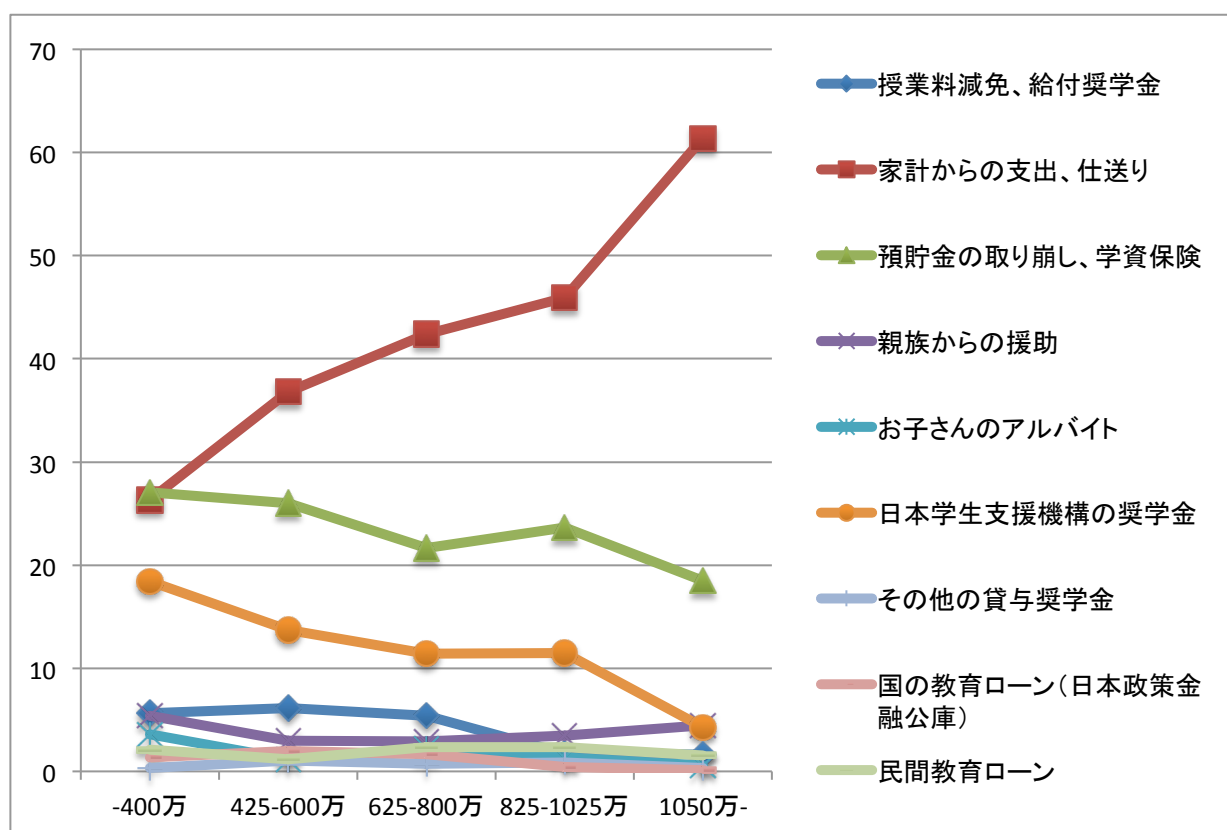
また、生活費の負担額は図 6-8 に示すように、所得の高い方が高額になっている。低所得層(400万円未満)では、「5万円未満」が58.3%であるが、高所得層(1,050万円以上)では、36.0%以下で、両者は2割ほどの開きがある。この二つ所得層以外の他の三つの所得層でも「5万円未満」が5割前後となっている。

5. 所得階層別授業料負担の構造

図 6-9 に示すように、授業料負担の中で、各所得階層で比較的高い割合を示しているのは、「家計からの支出、仕送り」、「預貯金の取り崩し、学資保険」、「日本学生支援機構の奨学金」である。「家計からの支出、仕送り」の割合は、低所得層(400万以下)では、「預貯金の取り崩し、学資保険」の割合はほぼ同じですが、他の各所得階層で最も高い割合を示している。しかも収入が高ければ高いほど高い、すなわち、所得階層の高さとプラスの相関となっている。これに対して、「預貯金の取り崩し、学資保険」、「日本学生支援機構の奨学金」で、収入が高ければ高いほ

ど高い、すなわち、所得階層の高さとマイナスの相関となっている。しかし、ここで分かるように、高所得階層の「1050万以上」では、「家計からの支出、仕送り」が6割強、「825-1025万」5割を占め、「預貯金の取り崩し、学資保険」はそれぞれ2割未満、と2割超で、「日本学生支援機構の奨学金」の割合もそれぞれ約5%、10%強となっている。またお子さんのアルバイトの割合は、低所得層（「400万以下」）はやや高い、他の階層の間に大きな差がみられない。「その他の貸与奨学金」、「国の教育ローン（日本政策金融公庫）」、「民間教育ローン」は、各所得階層でいずれも5%以下の水準で、「民間教育ローン」はむしろ中・高所得階層の方がやや高い。低所得層の「ローン回避」の可能性が推測できる。「授業料減免、給付奨学金」の割合は低・中所得層では高所得層より高くなっている。

図 6-9 所得階層別授業料負担の構造

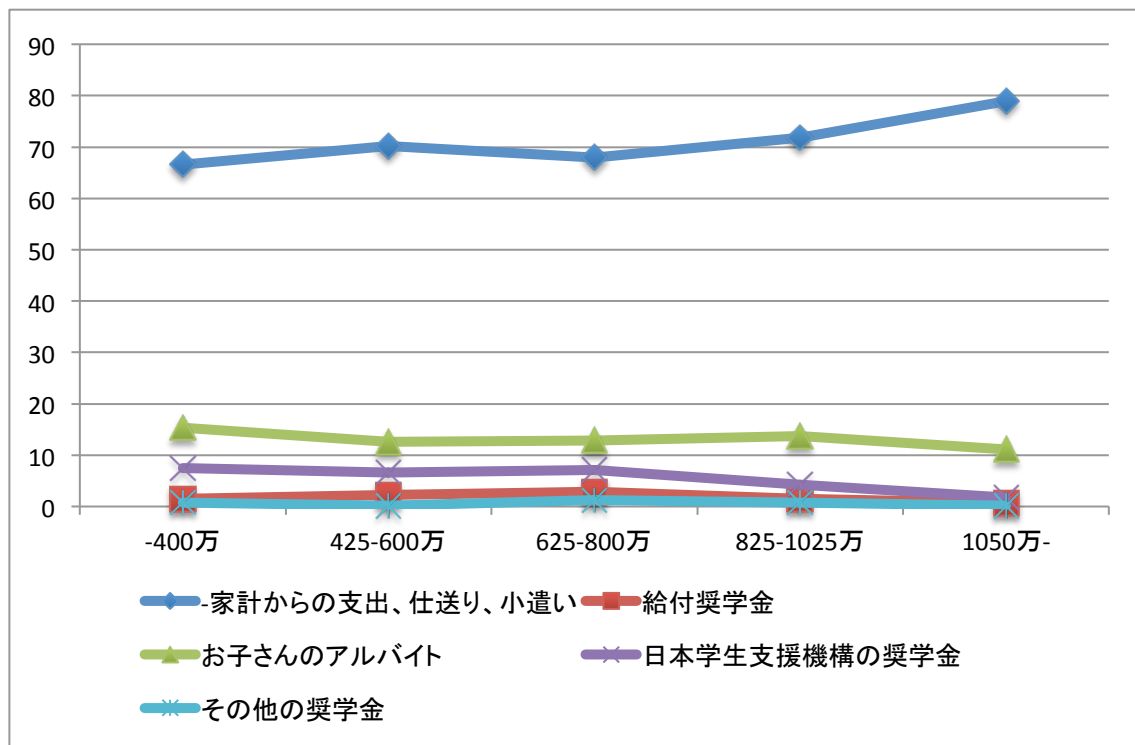


6. 所得階層別生活費負担の構造

図 6-10 に示すように、「家計からの支出、仕送り、小遣い」の割合は、所得が最も高い層（「1050万以上」）で、最も高く、8割弱となっており、低所得層（400万以下）で最も低く、66.5%となっている。他の所得階層で7割前後である。「給付奨学金」の割合は全体として低い水準で、

最も高いのは、中所得層（「625-800万」での2.9%で、最も低いのは高所得0.7%で、低所得（「400万以下」）でとくに高くなく、「825-1025万」所得層と同じ1.5%である。「お子さんのアルバイト」の割合は、低所得層はやや高く、15.3%で、他の所得階層もいずれも10%強となっている。また、「日本学生支援機構の奨学金」の割合は低・中所得でやや高くなっていることが分かる。

図 6- 10 所得階層別生活費負担の構造



7. 資産と教育機会との関連

このように、教育機会と所得階層が強く結びついていることが改めて確認された。しかし、日本の教育機会の格差は諸外国に比べるとかなり小さいことも事実である。その要因は私は「無理する家計」と名付けた。親が子どもの教育に責任を持つのは当然であるという教育観のもとで、日本の親たちは子どもの教育費を負担してきた。特に、低所得層で家計にゆとりがない場合でも、親たちは無理をして教育費を捻出し、子どもを進学させてきた。このことが結果として、教育機会の格差を縮小させることに大いに貢献してきたのである（詳細は小林 2008 年）。

しかし、親たちがどのように「無理をして」教育費を捻出しているのか、これまで必ずしも十分に明らかにされてこなかった。一つの調査の事例として、日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果(国の教育ローン利用勤務者世帯)」(2013 年度)をみる。この調査は国の教育ローンを申請した大学生を持つ家計に調査対象は限定されているが、教育ローンを必要とする比較的所得層や教育費負担が重い層（兄弟姉妹に他の在学者がいる家計など）が多いと考えられる。

2013年調査によると、年収に占める在学費用の割合は、平均で40.1%となっている。この教育費をどのように負担しているのかを見るとなお、費用の捻出方法（3つまで選択）としては、「奨学金を受けている」が59.9%、「教育費以外の支出を削っている」が56.3%、「子供（在学者本人）がアルバイトをしている」が40.7%、「預貯金や保険などを取り崩している」が22.5%、「残業時間やパートで働く時間を増やした」が21.0%となっている。「無理する家計」の実態が伝わってくる。

節約については、年収が高くなるほど「外食費」を節約したと回答する割合が増加している。他方、世帯年収200万円以上400万円未満の世帯では、「衣類の購入費」や「食費（外食費を除く）」の割合が増加している。このように家計が様々な費用の節約によって教育費を捻出していることが明らかにされている。

図6-11 教育費の捻出方法

○ 教育費の捻出方法については、「奨学金を受けている」が59.9%と最も多く、以下「教育費以外の支出を削っている（節約）」（56.3%）、「子供（在学者本人）がアルバイトをしている」（40.7%）と続く（図-16）。

○ 節約している支出としては、「旅行・レジャー費」が56.9%と最も多く、以下「衣類の購入費」、「食費（外食費を除く）」が同率の51.5%となっている（図-17）。

図-16 教育費の捻出方法
(三つまでの複数回答)

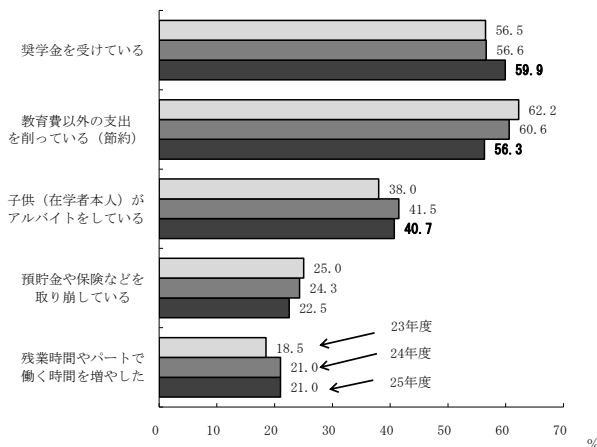
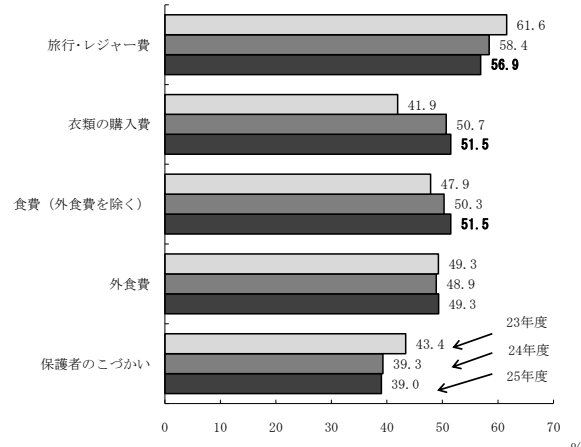


図-17 節約している支出
(三つまでの複数回答)



注：図-16で「教育費以外の支出を削っている（節約）」と回答した世帯に対する設問である。

（出典）日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果(国の教育ローン利用勤務者世帯)」2013年度。

また、東京私大教連「私立大学新入生の教育費負担調査」は、私立大学新入生の家庭を対象とした調査で2012年度調査では、入学費用を「借入れ」した家庭は17.2%である。「借入れあり」を住居別で見ると、「自宅外通学者」が「自宅通学者」に比べ高い傾向にある

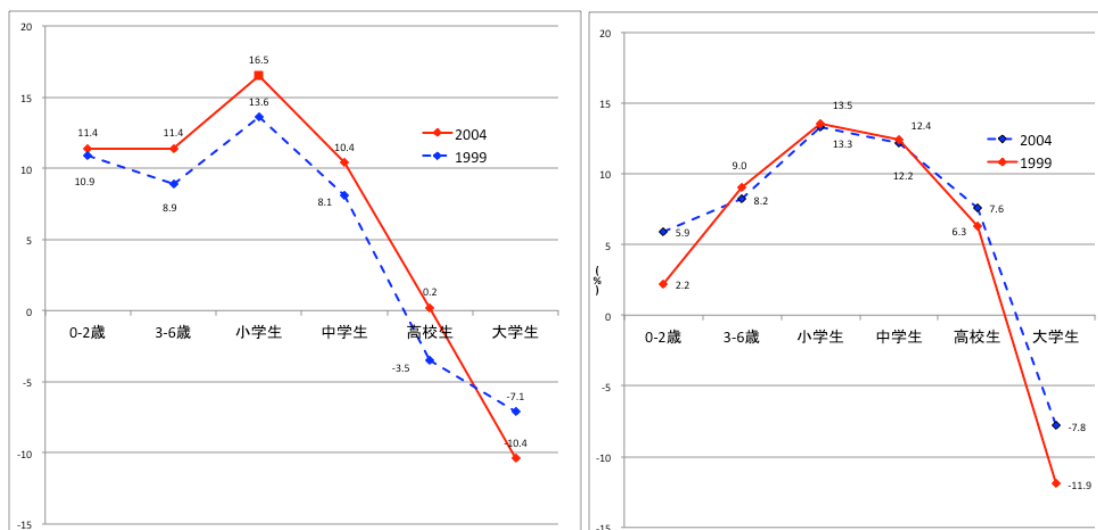
なお、多くの家計が預貯金の取り崩しで、教育費を捻出していることは、大学生を持つ家計の

貯蓄率がマイナスになっていることにも示されている。

図 6-12 子どもの年齢別家計の貯蓄率

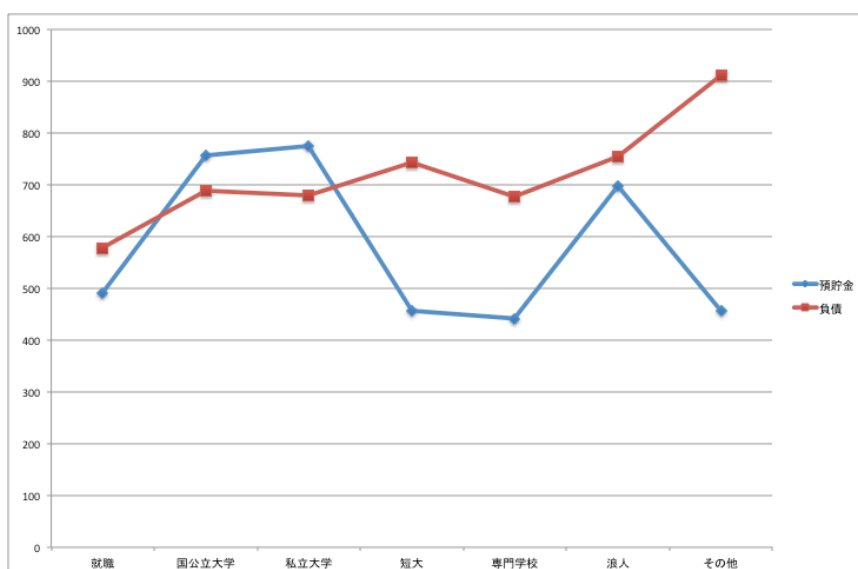
子ども 1 人世帯

子ども 2 人世帯



(出典) 総務省「全国消費実態調査」(文部科学省「平成 21 年度文部科学白書」より引用)

図 6-13 進路別預貯金と負債



(出典) 保護者調査 2013

次に保護者調査 2013 で預貯金と負債と進路の関連を見ると、図 6-13 のように、最も預貯金

の多いのは私立大学で次いで国公立大学である。次に浪人となっており、大学進学と預貯金の多寡が密接に関連していることがわかる。これに対して、負債は、浪人と短大が多くなっている。また、両者のギャップが大きいのは、短大と専門学校の場合で、「無理する家計」が多いと見られる。逆にギャップが比較的小さいのは、国公立大学と私立大学と就職と浪人の場合である。

このように、預貯金や負債と進路との間に密接な関連があることが改めて示された。

8. ローンの問題

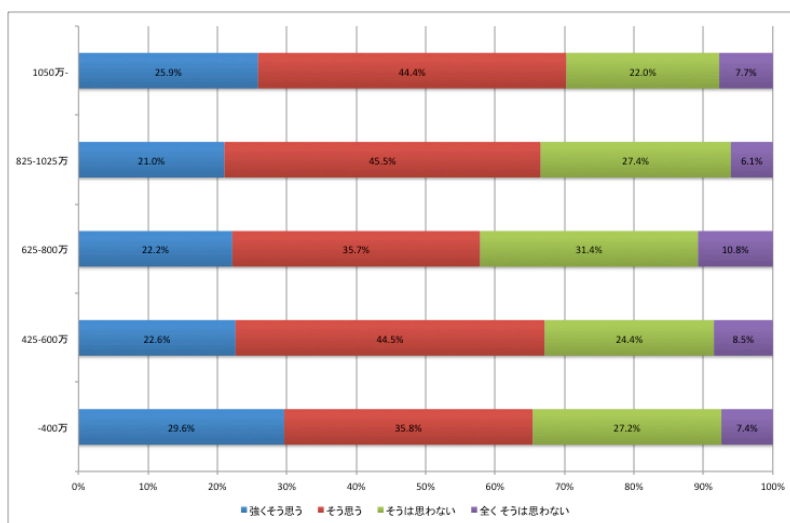
日本以外の各国では、学部段階で給付奨学金があるけれども、日本には給付奨学金がなく、ローンのみである点が際だっている。この点では、日本は各国の中で最もローン比率の高い国のひとつである。ただし、日本学生支援機構第1種奨学金は無利子であり、直接は目に見えないものの公的補助がなされており、その点では、グラントの要素を持っていることも忘れてはならない。奨学金と関連して近年欧米で大きな問題となっているのはローン負担とローン回避問題である。公財政負担軽減のため、各国とも給付奨学金（グラント）から貸与奨学金（ローン）へのシフトが急速に進んでいる。しかし、奨学金がローンである場合には、ローン未返済に陥る可能性は必ず存在する。さらに学生や家計は将来の負担を恐れてローンを回避する傾向がある。とりわけ低所得層ほどローン回避し、高等教育機会の選択に影響したり、ひいてはそのため進学を選択しない傾向があることが明らかにされてきた。これは、高等教育の機会均等のための奨学金がローンの場合には、最も学生援助を必要とする層が援助を受けないことになり、低所得層には効果がないことを意味しているため、大きな問題となり、欧米では、きわめてローン未返済やローン回避傾向に関する研究がなされている²⁶。

しかし、日本では、公的奨学金はローンであるにもかかわらず、これまでローン回避の調査はなかった。しかし、「保護者調査 2013」によれば、図 6-15 のように、英米の研究結果と同様、全体としては、ローン回避は保護者・高校生とも高所得層ほど高いが、保護者について最も低所得層（第 I 分位）の場合、ローンを回避する傾向が示された。

これらの結果は、ローン回避傾向が低所得層で現れていることを示していると考えられる。日本以外の各国では、学部段階で給付奨学金があるけれども、日本には給付奨学金がなく、ローンのみである点が際だっている。その点からも低所得層でローン回避の傾向があるとなれば、今後の奨学金のあり方を検討する必要性を示している。

²⁶ ローン未返済については、Million 2004 の文献レビューが詳しい。また、ローン回避傾向については、Campaigne and Hossler 1998, Price 2004, Kesterman 2006, Callender and Jackson 2005, Callender 2006 など。また、ローン回避と関連して、教育資金市場における借入拘束性 (barrowing constraints) についても、多くの研究がある (Hanushek, Leung and Yilmz 2004 など)。

図6-14 所得階層別「返済が必要な奨学金は、負担となるので、借りたくない」



(出典) 保護者調査 2013

9. まとめ

所得と進路の強い結びつきが確認された。しかし、国公立大学についての結果は調査により異なり決定的なことは言い難い。また、成績上位者についても同様である。

所得階層別授業料に関しては、全体的に所得階層の高い階層の方が高い授業料の割合が高い、低所得階層の方が低い授業料の割合が高い。しかし、低所得階層の中に高い授業料を負担しており、特に最も低い400万円以下の低階層は100万円以上の授業料負担する割合は4割を超えていることが明らかになっている。生活費の負担額について、所得の高い方が高額になっている。低所得層では、低額の割合高い傾向がみられる。

また、授業料負担の中で、「家計からの支出、仕送り」の割合は、高所得層では6割強に対して、低所得層では3割未満となっており、全体的に所得階層の高さとプラスの相関となっている。これに対して、「預貯金の取り崩し、学資保険」、「日本学生支援機構の奨学金」で、収入が高ければ高いほど高い、すなわち、所得階層の高さとマイナスの相関となっている。その他に、「その他の貸与奨学金」、「国の教育ローン（日本政策金融公庫）」、「民間教育ローン」は、各所得階層でいずれも5%以下の水準で、「民間教育ローン」はむしろ中・高所得階層の方がやや高い。低所得層の「ローン回避」の可能性が推測できる。

ローン回避が高等教育機会に関して、大きな問題となるのは、ローンを回避するため、進学を断念したり、進路を変更したりするため、高等教育機会に大きな影響を与えるためである。たとえば、イギリスではこの点が具体的な調査によって検証されている (Callender 2003)。

いずれにせよ、現在までのところ、わが国ではローン回避問題はあまり問題とされてこなかった。しかし、学生支援機構奨学金は大幅に拡大しており、大学生の3人に1人以上が貸与している状況になってきた。これ以上、ローンが拡大したり、利子率が上昇すれば、ローン回避は、

高等教育機会に与える影響が大きくなる可能性があり、今後の奨学金のあり方について、早急に検討する必要がある。

10. 参考文献

小林雅之 (2008) 『進学格差 -深刻化する教育費負担』 ちくま新書。

American Council on Education (2004). *Debt Burden: Repaying Student Debt*, American Council on Education.

Callender, C. (2003). *Attitudes to Debt*, Universities UK/ HEFCE.

Callender, C. (2006). *Access to Higher Education in Britain. Cost-Sharing and Accessibility in Higher Education*. P. N. Teixeira, B. D. Johnstone, M. J. Rosa and H. Vossensteyn, Springer: 104-132.

Callender, C. and J. Jackson (2005). "Does the Fear of Debt Deter Students from Higher Education?" *Journal of Social Policy* **34**: 509-540.

Campaigne, D. A. and D. Hossler (1998). *How Do Loans Affect the Educational Decisions of Students?: Access, Aspirations, College Choice, and Persistence. Condemning Students to Debt*. R. Fossey and M. Bateman, Teachers College Press: 85-104.

Dynarski, S. (1994). "Who Defaults on Student Loans?" *Economics of Education Review* **13, No. 1**: 55-68.

Fossey, R. and M. Bateman, Eds. (1998). *Condemning Students to Debt*, Teachers College Press.

Hanushek, E. A., C. K. Y. Leung, et al. (2004). "Borrowing Constraints, College Aid, and Intergenerational Mobility." *NBER Working Paper No. 10711*.

Kesterman, F. (2006). "Student Borrowing in America." *Journal of Student Financial Aid* **36, No. 1**: 34-52.

Million, R. (2004). *Student Loan Default: Literature Review*, TG Research and Analysis Services.

Price, D. V. (2004). *Borrowing Inequality*, Lynne Rienner.